

大田原市障害福祉計画

～自立支援プラン～

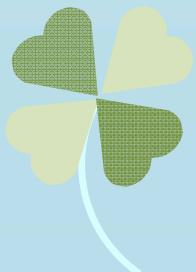
(第6期計画)

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度



2021(令和3年)年3月

大田原市



目 次

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の意義	・・・	1
2 計画の期間	・・・	2
3 計画策定の体制	・・・	2
4 計画の推進・評価	・・・	2

第2章 計画の基本理念

1 計画の基本理念	・・・	3
2 障害福祉サービスの体系	・・・	3

第3章 地域自立支援協議会

1 相談支援の提供体制	・・・	5
2 部会の設置	・・・	5

第4章 地域生活移行等の目標設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	・・・	6
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7	
3 地域生活支援拠点等の整備	・・・	8
4 福祉施設から一般就労への移行等	・・・	9
5 障害児支援の提供体制の整備等	・・・	10
6 相談支援体制の充実・強化等	・・・	13
7 障害福祉サービス等の質の向上をさせるための取組に係る体制の構築	・・・	13

第5章 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保の方策

1 自立支援給付	・・・	14
2 地域生活支援事業	・・・	20
3 障害児通所支援（児童福祉法）	・・・	24
4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	・・	26

【資料編】

大田原市の障害者等の状況	・・・	27
福祉に関するアンケート調査結果	・・・	30
大田原市障害者相談支援事業実施要綱		
大田原市地域自立支援協議会名簿		

第1章 計画策定の基本事項

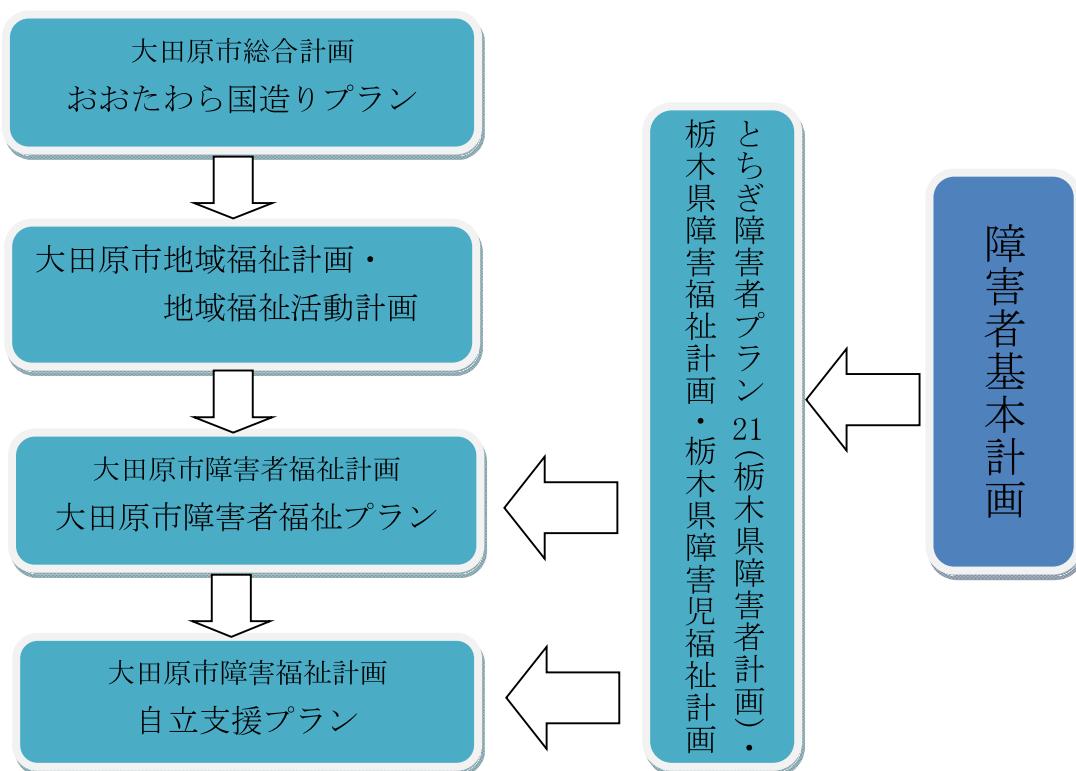
1 計画策定の意義

障害保健福祉施策については、市町村が障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援内容を決定する措置制度から、障害者等自らが支援内容を選択する支援費制度を経て、平成18年4月、「障害者自立支援法」の施行により3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

その後、平成25年4月に施行した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」に基づき、障害者等が個人のニーズに応じて日常生活や社会生活が営むことが出来るよう制度改正が行われました。

平成28年には障害者等が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう生活と就労に対する支援の一層の充実ときめ細かい障害児支援のニーズに対応するため「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部が改正され、さらに平成30年にも新たなサービスを創設しました。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として位置付け、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定め、障害福祉サービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。



2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間（第6期計画）とします。

	R1	R2	R3	R4	R5
地域福祉計画・地域福祉活動計画 (福祉分野の個別計画、福祉分野の上位計画)					
障害者福祉プラン（5カ年計画） (障害者等の観点から具体化を図る計画)					
自立支援プラン（3カ年計画） (障害福祉サービス等の確保に関する実施計画)		第5期計画	第6期計画		

3 計画策定の体制

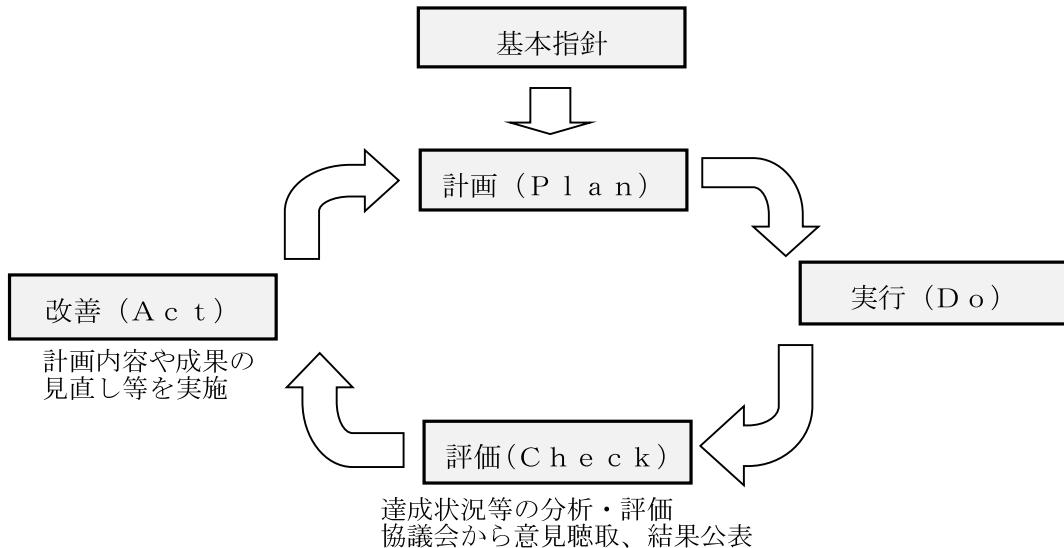
この計画策定にあたり、障害者等の福祉に関わる方々の意見を反映させるため、「大田原市地域自立支援協議会」において、計画案についてご審議いただき、最終的な内容決定を行いました。

4 計画の推進・評価

障害者等を取り巻く環境の変化等に対応し、本市の障害福祉の向上を図るため、様々な地域課題の抽出や障害のある人のニーズを把握するとともに、本計画の見直しと円滑な推進に対応できる体制づくりを進め、民生委員や地区社協、障害福祉サービス事業者など、関係機関の情報共有と連携の強化を推進していきます。

計画達成の状況評価として、PDCAサイクルを導入し、年に1回、計画に対して実績を分析し、評価を行い、その結果、必要に応じて計画の改善を行います。

（PDCAサイクルによる計画の推進・評価）



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「第5期大田原市障害者福祉計画」の実施計画であり、基本理念はこれに基づきます。

大田原市障害者福祉計画の基本理念

「福祉のまちおおたわら」
～障害のある人もない人も共に生きる～

【第5期大田原市障害者福祉計画】基本目標

- ① 相談支援等情報提供の充実
- ② 障害者福祉サービスの充実
- ③ 障害者の保健・医療体制の充実
- ④ 障害者の社会参加の推進
- ⑤ 障害者にやさしいまちづくりの促進

2 障害福祉サービスの体系

基本目標を達成するための取り組みとして、本市で実施している障害福祉サービスです。

— 自立支援給付 —



一 地域生活支援事業 一

- 大田原市障害者相談支援事業
- 大田原市意思疎通支援事業
- 大田原市日常生活用具費給付事業
- 大田原市移動支援事業
- 大田原市地域活動支援センター等事業
- 大田原市成年後見制度利用支援事業
- 大田原市日中一時支援事業
- 大田原市訪問入浴事業
- 大田原市身体障害者用自動車改造費助成事業
- その他の日常生活及び社会生活支援事業

一 障害児通所支援（児童福祉法） 一

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 障害児相談支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

第3章 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、法第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置し、中立・公正な相談支援事業の運営評価・課題等の情報共有と情報発信、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するものです。

1 相談支援の提供体制

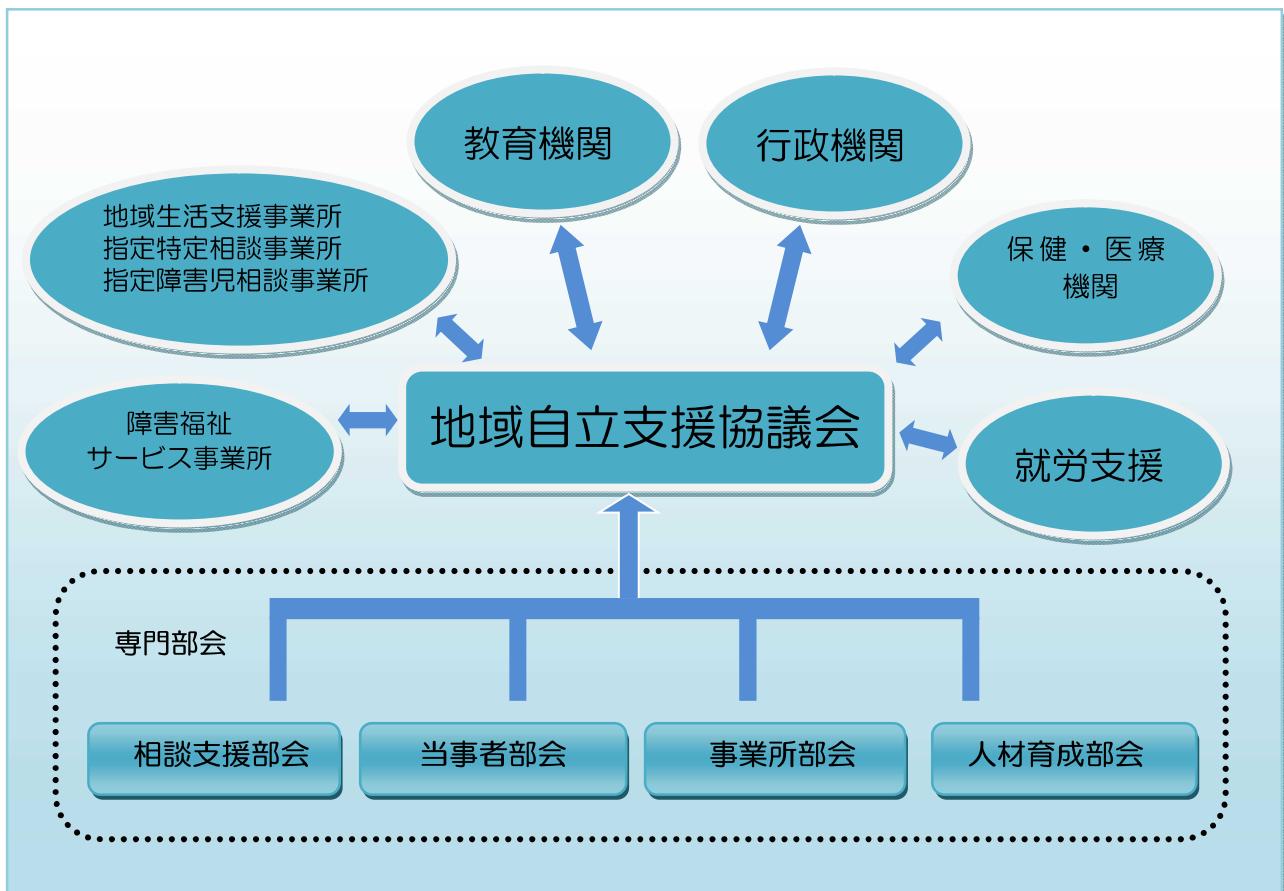
地域の実情に合わせた相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野のネットワークの構築を推進します。

また、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉関係機関が連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

2 部会の設置

地域自立支援協議会の実務運営組織として部会を設置し、困難な事例等の早期発見・解決に向けた連絡体制の構築を図ります。

また、課題のある分野については、専門部会を設置し課題解決に向けた取り組みを行います。



第4章 地域生活移行等の目標設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ、各入所施設と調整を図りながら自立訓練等のサービスを推進し、施設から地域生活への移行を進めます。

また、障害者等の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図るとともに障害者等への理解を深め、地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

【国の基本指針の内容】

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに、地域へ移行します。
- ・令和5年度末時点での施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から、1.6%以上削減します。

【県の目標】

項目	目標	考え方
令和2年3月31日時点の入所定員（A）	2,184人	都民施設を除いた障害者支援施設の定員総数
令和5年度目標	地域生活移行者数 (令和5年度末までの累計)	32人 (A)の約1.5%
	入所者数	現状維持 真に入所支援を必要としている障害者を考慮

◇目標に向けた取り組み

- 就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

【大田原市の目標値】

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	考え方
令和元年度末入所者数（A）	102人	令和2年3月31日現在
令和5年度目標	地域生活移行者数	6人 (A)の6%
	入所者数（B）	100人 市外施設入所者も含む
削減数（A-B）	2人	(A)の1.6%

◇目標に向けた取り組み

- グループホームの整備を促進します。
- 居宅サービス及び日中活動の場を確保します。
- 障害及び障害者に関する理解の促進を図ります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の内容】

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での生活日数の平均を 316 日以上にします。
- ・令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定します。
- ・令和 5 年度の精神病床における入院後 3 カ月時点の退院率を 69% 以上、入院後 6 カ月時点の退院率を 86% 以上、入院後 1 年時点の退院率を 92% 以上とします。

【県の目標】

項目	目標	考え方
地域平均生活日数	316 日	
1 年以上長期入院患者数	2,422 人	
65 歳未満	959 人	
65 歳以上	1,463 人	
入院後の退院率	3 カ月時点 6 カ月時点 1 年時点	69% 86% 92%

◇目標に向けた取り組み

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のための体制強化や精神障害者退院後支援等の推進を図ります。

【大田原市における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】

- ・国の基本指針で示されている協議の場の設置について、栃木県県北健康福祉センターの助言をいただきながら、近隣市町との連携も含め、検討します。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の内容】

- 令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域内に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討します。

【県の目標】

- 令和 5 年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みと共に、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。

- 機能等
 - ・地域移行、地域定着を専門とする相談支援
 - ・グループホームの体験利用
 - ・地域生活者の必要に応じた短期入所受入
 - ・専門的な人材の確保、養成
 - ・地域の体制づくり

- ・地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備 市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも 1 つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

※多機能拠点整備型（新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約）

日光市・小山市

※面的整備型（複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する）

足利市・栃木市・鹿沼市・真岡市・大田原市・芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）・野木町・那須町

※多機能拠点整備型と面的整備型の複合型 佐野市

【大田原市における地域生活支援拠点等の整備目標】

- 本市における地域生活支援拠点の整備については、平成 30 年度から面的整備により、必要な機能 5 つのうち、緊急時の受け入れ機能とグループホームの体験機能の 2 つを整備しております。今後は、近隣市町の支援拠点事業の連携と基幹相談支援センターの整備を進捗させながら、現在整備されていない機能の充実を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業者とともに一般就労への不安解消に努め、関係機関等と連携を強化し、企業等への働きかけを実施するなど、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【国の基本指針の内容】

- ・令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。そのうち、就労移行支援については、1.30倍以上、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者について、令和5年度における就労移行支援から一般就労に移行する者の7割の利用を目指します。
また、就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

【県の目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	数值	考え方
一般就労への移行者数	254人	令和元年度実績200人の1.27倍
就労移行支援事業	117人	令和元年度実績90人の1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	令和元年度実績78人の1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	令和元年度実績32人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

◇目標設定の考え方

- 障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。

◇目標に向けた取り組み

- 就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働及び教育機関との連携を強化します。
- 障害者就労支援事業所等の職員を対象とした研修事業を実施し、就労支援の技術向上を図り、一般就労への移行者数の増加及び職場定着率の向上を促進します。
- 一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【大田原市の目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	17人	令和元年度実績14人の1.27倍
就労移行支援事業	7人	令和元年度実績6人の1.30倍
就労継続支援A型事業	5人	令和元年度実績4人の1.26倍
就労継続支援B型事業	5人	令和元年度実績4人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

◇目標に向けた取り組み

- 地域自立支援協議会を活用し、ハローワークや県北障害者就労・生活支援センター等関係機関との情報ネットワークの拡充に努めます。
- 福祉施設における雇用拡大を図るため、官公署の福祉施設の受注拡大による就労の充実を推進します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針の内容】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも1か所に設置します。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用する体制を整備します。

【県の目標】

- ・障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和5年度末までに地域における支援体制を整備します。

〈県における設置状況〉

○児童発達支援センター・・・4市（宇都宮市、佐野市、那須塩原市、さくら市）7か所に設置

○保育所等訪問支援・・・13市町（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、さくら市、上三川町、壬生町、野木町）19事業所で提供

【大田原市における設置目標】

- ・国の基本指針で示されたとおり、県北圏域で 1 カ所設置されており、保育所等訪問支援も実施されています。

児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、市における設置についても協議してまいります。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【国の基本指針の内容】

- ・令和 5 年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。

【県の目標】

- ・児童発達支援センターや聾学校等と連携した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・本県における難聴児支援体制については、母子健康部局において、新生児聴覚検査及びフォローワー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児への支援のセンター的機関を担ってきました。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

【大田原市における設置目標】

- ・県及び子ども幸福課と連携し、障害児通所支援事業等の充実を図ってまいります。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針の内容】

- ・令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保します。

【県の目標】

- ・重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、令和 5 年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

〈県における設置状況〉

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

- ・・・5 圏域（宇都宮、県西、県東、県南、両毛）5 市（宇都宮市、日光市、真岡市、栃木市、足利市）に設置

○重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

- ・・・6 圏域（宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛）6 市（宇都宮市、日光市、真岡市、栃木市、足利市、那須塩原市）に設置

【大田原市における設置目標】

- ・重症心身障害児を支援するための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と市単独での確保することが困難であると予想されますので、圏域での利用について検討してまいります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針の内容】

- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【県の目標】

- ・医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーター配置に関する目標

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域 6	全圏域に設置
	市町 25	全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県 1	県に配置
	市町 25	全市町に必要な人数を配置

◇目標設定の考え方

○国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

〈県における整備状況〉

○平成28年10月に栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会を設置し、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。また、5圏域23市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。

○平成30年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開始し、医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材の養成を実施しています。

【大田原市の目標】

- ・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、地域自立支援協議会において部会等の設置を含め、検討・実施してまいります。
- ・医療的ケア児等支援コーディネーターについては、県実施の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が5名おり、うち2名が大田原市障害者相談支援センター相談員として配置・活動しております。今後も県の養成研修等を活用し、コーディネーターの拡充に努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【県の目標】

- 基幹相談支援センターを設置していない市町に対し、助言や情報提供を行い、設置促進を図ります。
 - △目標に向けた取り組み
 - 基幹相談支援センターの設置促進
 - 相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施
 - 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【大田原市の目標】

- 障害者等の様々な支援に向けて身近なところで適切なアドバイスができるような相談支援体制の充実は不可欠なことから、地域自立支援協議会相談支援部会にて、様々な困難ケースや問題に対して情報共有・共通認識を図り、また、県の研修等を活用し、更なるスキルアップの向上に努めます。また、指定特定相談事業所の設置促進と相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と協議し、充実に努めます。
- 地域自立支援協議会や関係機関及び近隣市町の地域生活支援拠点事業等との連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置に努めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質の向上を図るための取組を実施する体制を構築します。

【県の目標】

- △目標に向けた取り組み
 - 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
 - 指導監査結果を市町と共有する体制の構築
 - 構築した体制での共有回数（年1回を活動指標とする。）

【大田原市の目標】

- 那須地区障害福祉従事者等連絡会において、那須地区の障害福祉サービス事業者と行政機関等の情報交換、サービスの質の向上に努めます。
- 地域自立支援協議会事業所部会において実施する情報共有及び資質向上のための研修会や県等で実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保の方策

各サービスの内容と第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）の見込量と実績値の比較と、それに基づき第6期計画の見込量については次のとおりです。

なお、サービスの見込量については、第5期計画の実績等を踏まえ算出しました。

1 自立支援給付

(1) 介護給付

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動支援の補助を行います。
同行援護	重度の視覚障害により行動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
短期入所（ショートステイ）	家での介護者が病気などの場合、短期間、事業所へ入所し、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。
療養介護	医療的ケアが必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、事業所で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
施設入所支援	事業所に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(1カ月あたり)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
居宅介護	53人 360時間	72人 578時間	55人 380時間	81人 738時間	57人 400時間	79人 726時間
重度訪問介護	一 一	1人 18時間	一 一	1人 5時間	一 一	1人 3時間
同行援護	9人 25時間	9人 37時間	10人 27時間	9人 39時間	11人 29時間	9人 40時間
行動援護	1人 5時間	1人 5時間	1人 5時間	1人 3時間	1人 5時間	1人 2時間
重度障害者等包括支援	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
短期入所	43人 480日	46人 544日	44人 490日	57人 572日	45人 500日	54人 549日
療養介護	4人	5人	4人	5人	4人	5人
生活介護	208人 3,800日	214人 3,868日	213人 3,900日	215人 3,975日	218人 4,000日	214人 3,916日
施設入所	105人	107人	105人	102人	105人	103人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	79人 700時間		81人 720時間		83人 740時間	
重度訪問介護	1人 20時間		1人 20時間		1人 20時間	
同行援護	9人 40時間		10人 42時間		11人 44時間	
行動援護	1人 3時間		1人 3時間		1人 3時間	
重度障害者等包括支援	一 一		一 一		一 一	
短期入所	55人 550日		56人 560日		57人 570日	
療養介護	5人		5人		5人	
生活介護	220人 4,000日		222人 4,100日		224人 4,200日	
施設入所	103人		101人		100人	

(2) 訓練等給付

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者又は精神障害者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就職を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、雇用して就労する機会の提供や知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労する機会の提供や知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労や就労に伴って生じている生活面の問題を解決し、長く働き続けられるようサポートを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	ひとり暮らしへの移行を希望する場合、本人の意思を尊重し地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時対応を行います。

(1カ月あたり)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
自立訓練（機能訓練）	1人 20日	1人 12日	1人 20日	1人 15日	1人 20日	1人 17日
自立訓練（生活訓練）	14人 210日	15人 211日	17人 250日	10人 133日	20人 290日	6人 80日
就労移行支援	39人 455日	26人 479日	10人 495日	22人 403日	11人 535日	23人 424日
就労継続支援（A型）	25人 500日	41人 775日	30人 550日	48人 931日	35人 600日	52人 1,031日
就労継続支援（B型）	130人 2,500日	165人 3,041日	140人 2,700日	178人 3,250日	150人 2,900日	183人 3,277日
就労定着支援	2人	2人	3人	6人	4人	8人
共同生活援助（グループホーム）	85人	100人	90人	95人	95人	94人
自立生活援助	2人	0人	4人	0人	6人	0人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
自立訓練（機能訓練）	1人 20日		1人 20日		1人 20日	
自立訓練（生活訓練）	7人 100日		7人 105日		7人 105日	
就労移行支援	25人 450日		26人 455日		27人 460日	
就労継続支援（A型）	55人 1,100日		60人 1,200日		65人 1,300日	
就労継続支援（B型）	185人 3,300日		188人 3,400日		194人 3,500日	
就労定着支援	8人		9人		10人	
共同生活援助（グループホーム）	95人		96人		97人	
自立生活援助	2人		4人		6人	

(3) 相談支援事業

サービス名	内 容
計画相談支援	障害者等の自立した生活を支え、障害者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	施設入所又は精神科病院に入院している障害者が、地域における生活に移行するための相談・支援を行います。また、移行後も連絡体制を確保し、相談、その他支援を行います。

(1カ月あたり)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
計画相談支援	35人	47人	40人	48人	45人	49人
地域相談支援	2人	3人	4人	1人	6人	1人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
計画相談支援	50人		51人		52人	
地域相談支援	2人		4人		6人	

(4) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

身体障害（児）者の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうため、県で指定した医療機関等で要した費用（自己負担相当額）を医療保険とあわせて負担しています。

また、精神障害者の通院による精神医療を継続的に受けてもらうため、県で指定した医療機関等で要した費用（自己負担相当額）の100分の20を負担しています。
(精神通院医療については県が実施主体)

○自立支援医療（更生医療）の給付の例

障害種別	主な症例
視覚障害	角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術や瞳孔閉鎖症者に対する手術など
聴覚障害	外耳の変形や狭穿閉鎖に対する形成術など
音声・言語機能障害	口蓋裂の形成手術や歯科矯正に伴う医療など
肢体不自由関係	動かなくなった関節を再び動かしするようにする手術など
心臓機能障害	人工弁置換術やペースメーカー埋め込み術など
腎臓機能障害	じん臓機能障害者に対する慢性透析療法及びじん移植術並びにこれらに伴う医療
小腸機能障害	小腸機能障害に対する中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
免疫機能障害	免疫の機能の障害に基づく症状に対する医療

(5) 補装具

身体の欠損又は失われた機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の支給を行っています。

なお、原則として補装具購入等に要する費用の額の 1 割に相当する額を自己負担いただいています。

○補装具の種目一覧

区分	種目
視覚障害者	視覚障害者盲人安全つえ 義眼 眼鏡
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義肢 装具 座位保持装置 車いす 電動車いす 歩行器 歩行補助つえ 重度障がい者用意思伝達装置
肢体不自由児のみ	座位保持いす 起立保持具 頭部保持具排便補助具

(6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の聴覚障害を持つ 18 歳未満の児童の補聴器購入や修理について、費用の一部助成を行っています。

2 地域生活支援事業

この事業は、障害者総合支援法の障害福祉サービス事業及び児童福祉法の障害児通所支援事業のほか、市の事業として地域で生活する障害者等がその能力と適正に応じて、自立した生活や社会生活を営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

これにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

市が実施する必須事業としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具費給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター等事業、成年後見制度支援事業、任意事業として日中一時支援事業、訪問入浴事業、身体障害者用自動車改造費助成事業を行います。

(1) 相談支援事業（必須事業）

障害者等、障害児の保護者や障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な制度やサービス等の情報提供、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。

事業は、社会福祉法人等3法人に委託し、「大田原市障害者相談支援センター」（主に身体障害や知的障害）と「地域生活支援センターゆずり葉」（主に精神障害）で実施しております。

（年度内の設置個所数、実施の有無）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
相談支援事業	3か所	2か所	3か所	2か所	3か所	2か所
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
相談支援事業	2か所		3か所		3か所	
相談支援機能強化事業	有		有		有	
住宅入居等支援事業	有		有		有	

(2) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの他の障害のため、外出の際に意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーションが図れるよう支援を行います。また、要約筆記者の養成講座を開講し、要約筆記者を養成します。

(年度内の実利用見込者数、実養成講習終了見込者数)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
意思疎通支援事業	10人	21人	10人	9人	10人	8人
要約筆記者養成研修事業	5人	2人	5人	3人	5人	2人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
意思疎通支援事業	10人		10人		10人	
要約筆記者養成研修事業	5人		5人		5人	

(3) 日常生活用具費給付事業（必須事業）

障害者等が日常生活上の便宜を図るために用具である日常生活用具の購入や住宅改修をする際に、障害者等にその購入費用等の一部を日常生活用具費として給付することにより、障害者等の日常生活の支援を行います。

(年度内の給付等見込件数)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
介護・訓練支援用具	10件	6件	10件	2件	10件	2件
自立生活支援用具	5件	8件	5件	8件	5件	8件
在宅療養等支援用具	10件	9件	10件	13件	10件	11件
情報・意思疎通支援用具	10件	7件	10件	15件	10件	8件
排せつ管理支援用具	1,900件	1,949件	1,900件	2,028件	1,900件	1,900件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	5件	4件	5件	4件	5件	2件
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
介護・訓練支援用具	3件		3件		3件	
自立生活支援用具	8件		8件		8件	
在宅療養等支援用具	11件		11件		11件	
情報・意思疎通支援用具	10件		10件		10件	
排せつ管理支援用具	1,900件		1,900件		1,900件	
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件		3件		3件	

※排せつ管理支援用具(トマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件としています。

(4) 移動支援事業（必須事業）

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出に支援が必要な障害者等に対して、ヘルパー等を派遣して移動支援を行います。

（年度内の実利用見込者数、延利用見込時間数）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
実利用見込者数	20人	36人	21人	30人	22人	26人
延利用見込時間数	1,400時間	1,524時間	1,500時間	1,187時間	1,600時間	350時間
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実利用見込者数	30人		30人		30人	
延利用見込時間数	1,400時間		1,400時間		1,400時間	

(5) 地域活動支援センター等事業（必須事業）

地域において就労機会を得がたい障害者等に対して、通所による創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供するため地域活動支援センターを設置し、障害者等の状況に応じた支援を行います。

（年度内の実施見込箇所数、実利用見込者数）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
実施見込か所数	6か所	7か所	6か所	7か所	6か所	8か所
実利用見込者数	75人	82人	75人	80人	75人	79人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施見込箇所数	8箇所		8箇所		8箇所	
実利用見込者数	80人		80人		80人	

(6) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度は、知的障害、精神障害などの理由によって判断能力に欠ける又は不十分な方に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、障害のある方の権利擁護を図ります。

成年後見制度の利用については、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料、郵便料）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(7) 日中一時支援事業（任意事業）

日中、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等の支援を行います。

（年度内の実施見込箇所数、実利用見込者数）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
実施見込か所数	10か所	11か所	11か所	12か所	12か所	12か所
実利用見込者数	80人	88人	85人	84人	90人	82人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施見込箇所数	13箇所		13箇所		13箇所	
実利用見込者数	90人		90人		90人	

(8) 訪問入浴事業（任意事業）

通所困難な重度の障害者等に対し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図るため、居宅を訪問し入浴の支援を行います。

（年度内の実施見込箇所数、実利用見込者数）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
実施見込か所数	3か所	2か所	3か所	2か所	3か所	2か所
実利用見込者数	10人	5人	10人	5人	10人	6人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施見込箇所数	2箇所		2箇所		2箇所	
実利用見込者数	10人		10人		10人	

(9) 身体障害者用自動車改造費助成事業（任意事業）

重度身体障害者の社会参加の促進を図るために、重度身体障害者の自立や社会活動への参加及び就労に伴い、障害者自らが所有し運転する自動車の改造をする際の改造に係る経費を助成することにより支援を行います。

3 障害児通所支援（児童福祉法）

この事業は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

子ども幸福課で実施している乳幼児期の健診や「大田原市早期総合発達支援協議会」と情報連携し、疾病や障害等を早期に発見し、早期療養・支援を円滑に進めていきます。

（1）児童発達支援

障害児に対して、肢体不自由児施設、知的障害児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（1ヶ月あたりの実利用人数及び延利用日数）

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
利 用 時 間	380日	376日	410日	379日	440日	382日
利 用 者 数	50人	50人	55人	47人	60人	51人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
利 用 時 間	390日		400日		410日	
利 用 者 数	50人		51人		52人	

（2）医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、上記児童発達支援及び治療を行います。

（3）居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

（4）放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

(1ヶ月あたりの実利用人数及び延利用日数)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
利 用 時 間	1,100 日	1,385 日	1,150 日	1,430 日	1,200 日	1,454 日
利 用 者 数	95 人	119 人	100 人	128 人	105 人	131 人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
利 用 時 間	1,500 日		1,550 日		1,600 日	
利 用 者 数	130 人		135 人		140 人	

(5) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、発達支援にかかる専門の職員が保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団活動への適応のための支援を行います。

(1ヶ月あたりの実利用人数及び利用日数)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
利 用 時 間	6 日	2 日	12 日	4 日	18 日	4 日
利 用 者 数	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
利 用 時 間	4 日		4 日		4 日	
利 用 者 数	4 人		4 人		4 人	

(6) 障害児相談支援

障害児等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

(1ヶ月あたりの実利用人数)

第5期の見込量・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
利 用 者 数	13 人	12 人	14 人	14 人	15 人	16 人
第6期の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
利 用 者 数	19 人		22 人		26 人	

4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等が、日常生活上の便宜を図るための用具である日常生活用具を購入する際に、購入費の一部を小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費として給付することにより、日常生活の支援を行います。

資料編

【大田原市の障害者等の状況】

◎障害者手帳の取得状況

障害別	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
身体障害者手帳	2,895	3,016	3,064	3,115	3,188	3,241	3,348	3,372	3,436
療育手帳	540	565	583	604	627	646	665	692	713
精神保健福祉手帳	250	265	311	302	375	423	466	464	518
合計(A)	3,685	3,846	3,958	4,021	4,190	4,310	4,479	4,528	4,667
大田原市人口(B)	76,814	76,265	75,773	75,277	75,127	74,713	74,084	73,653	73,229
比率(A/B)	4.80%	5.04%	5.22%	5.34%	5.58%	5.77%	6.05%	6.15%	6.37%

The chart displays the cumulative total of disability certificates issued each year, broken down into three categories: Physical Disability Certificates (blue), Mental Health Certificates (red), and Psychiatric Welfare Certificates (green). The total count grows from 3,685 in H24.3 to 4,667 in R2.3. The ratio of issued certificates to the city's population (A/B) increases from 4.80% in H24.3 to 6.37% in R2.3.

①身体障害者手帳所持者数の推移

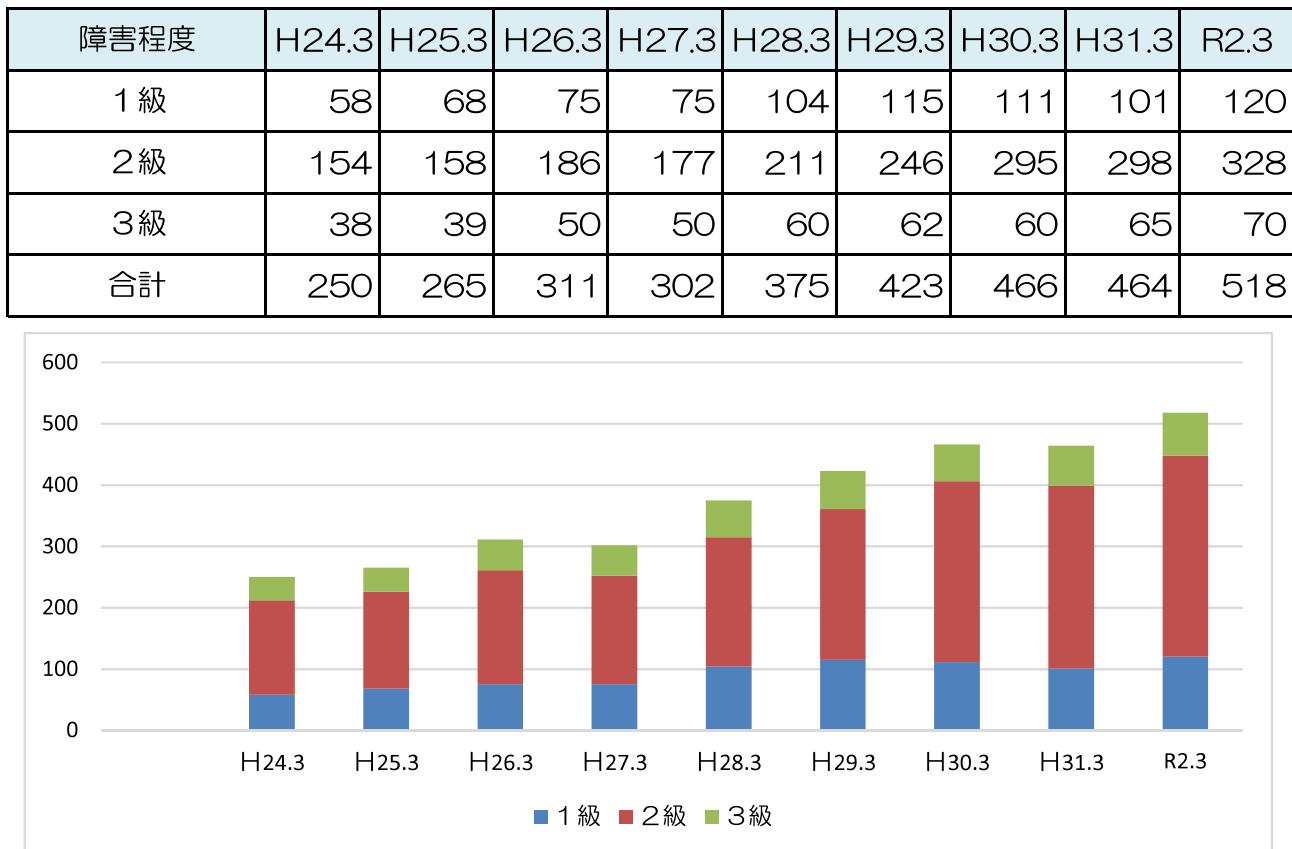
障害別	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
視覚	155	158	165	161	168	169	172	171	173
聴覚・平衡	350	373	381	384	399	409	419	422	430
音声言語・咀嚼	29	32	30	30	31	32	33	31	33
肢体不自由	1,580	1,644	1,660	1,667	1,678	1,677	1,685	1,671	1,669
内部障害	625	656	673	710	747	790	865	899	948
複合障害	156	153	155	163	165	164	174	178	183
合計	2,895	3,016	3,064	3,115	3,188	3,241	3,348	3,372	3,436

The chart displays the cumulative total of physical disability certificate holders each year, broken down into six categories: Visual Impairment, Hearing Impairment and Balance, Speech Language and Chewing, Limb Impairment, Internal Impairment, and Composite Impairment. The total count grows from 2,895 in H24.3 to 3,436 in R2.3.

②療育手帳所持者数の推移

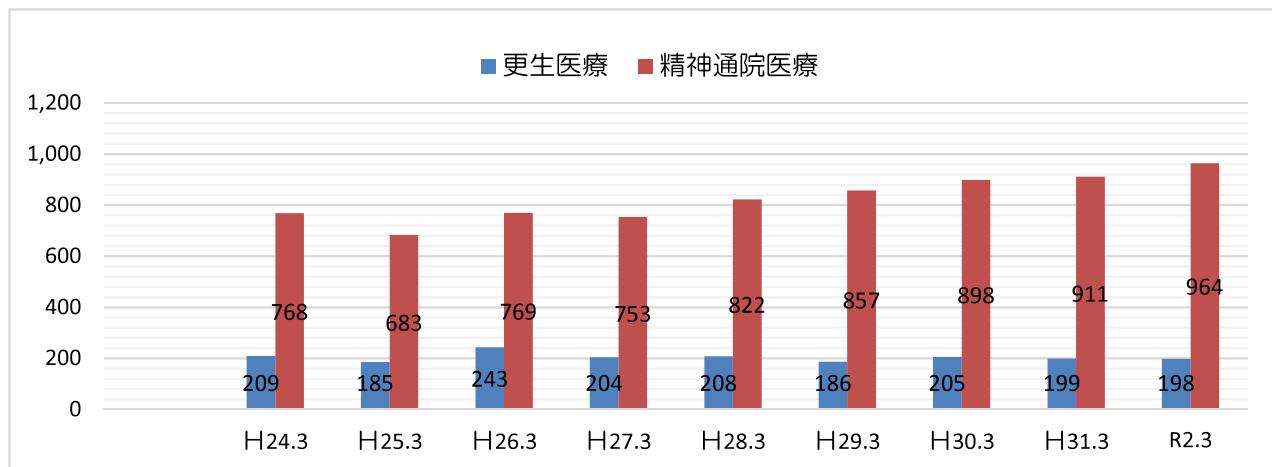


③精神保健福祉手帳所持者数の推移



④自立支援医療受給者の推移

種別	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
更生医療	209	185	243	204	208	186	205	199	198
精神通院医療	768	683	769	753	822	857	898	911	964

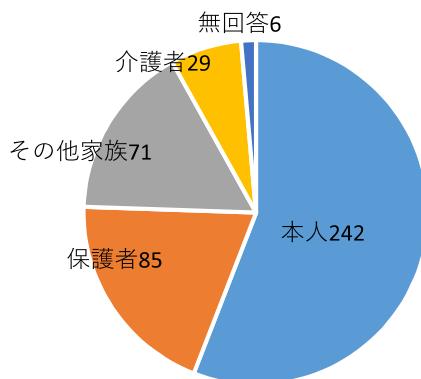


福祉に関するアンケート調査結果

- 【目的】** このアンケート調査は計画策定及び施策推進の基礎資料とするため、障害福祉サービスの利用実態や障害福祉に関する意識・意向などの把握のために実施しました。
- 【対象者】** 障害のある市民のうち、障害福祉サービスを利用している方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から、無作為で選ばせていただきました。
- 【対象者数】** 1, 000名 **【回収率】** 43. 3% (433件)

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

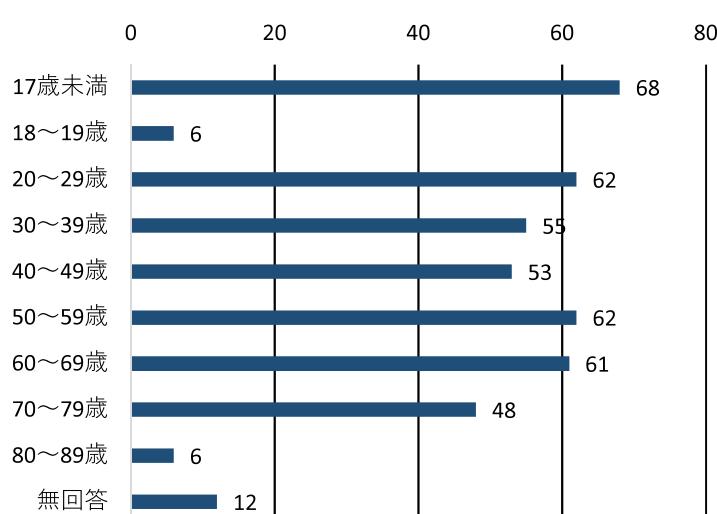
選択項目	人数	構成比
本人	242	55.9%
保護者	85	19.6%
その他家族	71	16.4%
介護者	29	6.7%
無回答	6	1.4%
合計	433	100.0%



あなたの性別・年齢・ご家族などについて

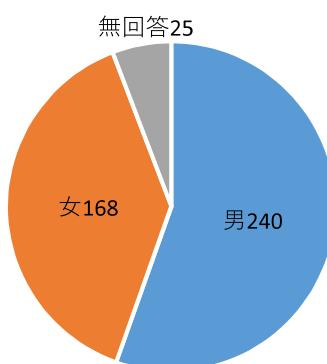
問2 あなたの年齢をお答えください。（令和2年7月1日現在）

選択項目	人数	構成比
17歳未満	68	15.7%
18～19歳	6	1.4%
20～29歳	62	14.3%
30～39歳	55	12.7%
40～49歳	53	12.2%
50～59歳	62	14.3%
60～69歳	61	14.1%
70～79歳	48	11.1%
80～89歳	6	1.4%
無回答	12	2.8%
合計	433	100.0%



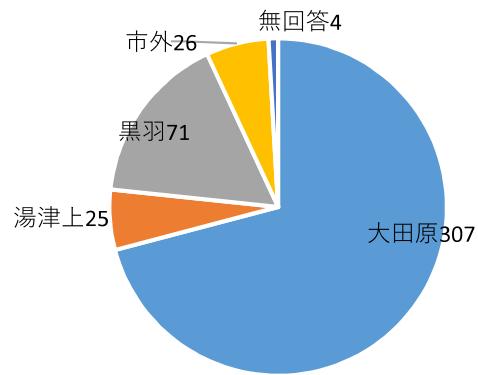
問3 あなたの性別を教えてください。

選択項目	人数	構成比
男	240	55.4%
女	168	38.8%
無回答	25	5.8%
合計	433	100.0%



問4 あなたがお住いの地域はどこですか。

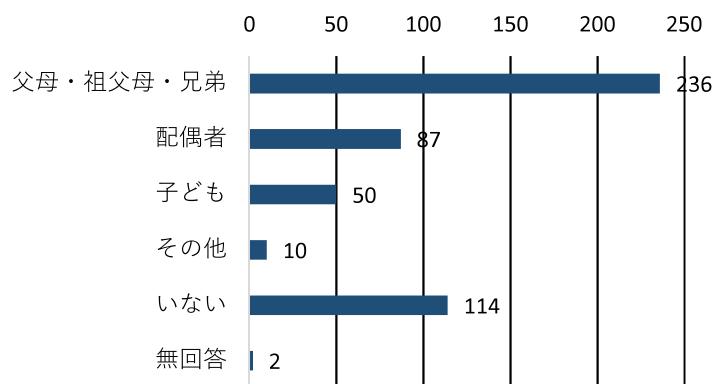
選択項目	人数	構成比
大田原地区	307	70.9%
湯津上地区	25	5.8%
黒羽地区	71	16.4%
大田原市外（施設入所など）	26	6.0%
無回答	4	0.9%
合計	433	100.0%



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか？（複数回答）

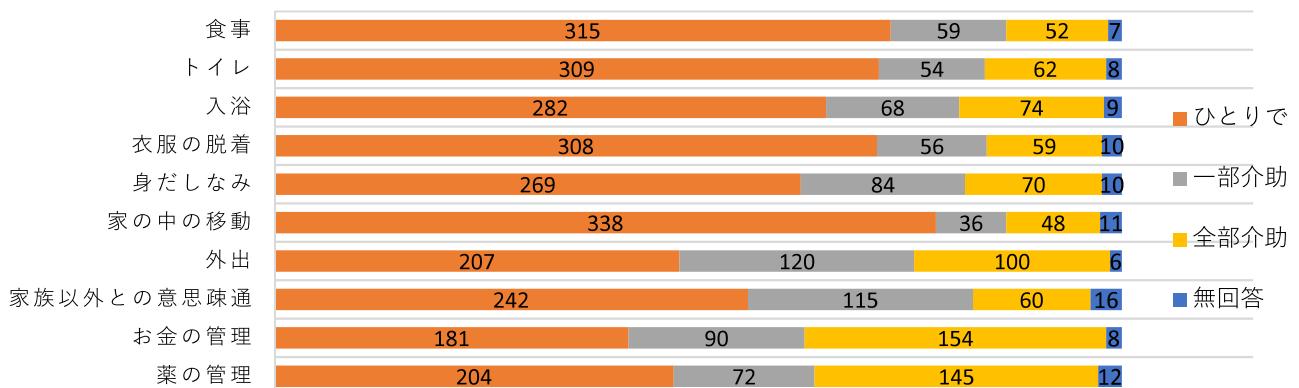
（グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「いない」としてください。）

選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟	236	47.3%
配偶者	87	17.4%
子ども	50	10.0%
その他	10	2.0%
いない	114	22.8%
無回答	2	0.4%
合計	499	100.0%



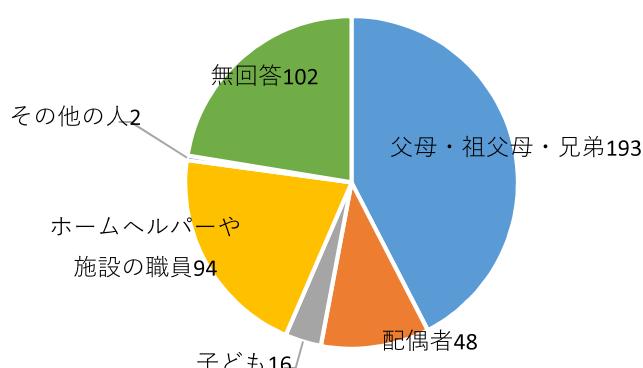
問6 日常生活の中で、次の①から⑩のそれぞれについてお答えください。

選択項目	ひとりで	一部介助	全部介助	無回答	合計
① 食事	315	59	52	7	433
② トイレ	309	54	62	8	433
③ 入浴	282	68	74	9	433
④ 衣服の脱着	308	56	59	10	433
⑤ 身だしなみ	269	84	70	10	433
⑥ 家の中の移動	338	36	48	11	433
⑦ 外出	207	120	100	6	433
⑧ 家族以外との意思疎通	242	115	60	16	433
⑨ お金の管理	181	90	154	8	433
⑩ 薬の管理	204	72	145	12	433



問7 あなたの介助（支援）をしてくれる方は主に誰ですか。（複数回答）

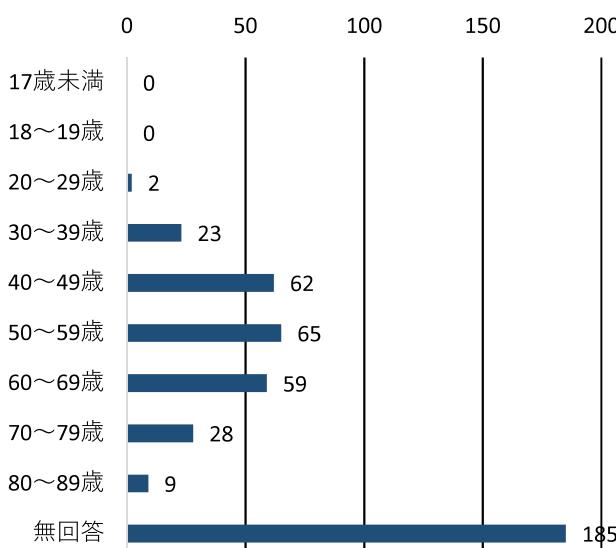
選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟	193	42.4%
配偶者	48	10.5%
子ども	16	3.5%
ホームヘルパーや施設の職員	94	20.7%
その他の人（ボランティア等）	2	0.4%
無回答	102	22.4%
合計	455	100.0%



問8 あなたの介助（支援）してくれる家族の中で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

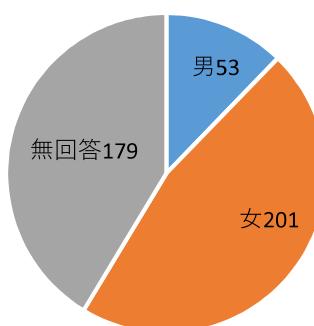
①年齢（令和2年7月1日現在）

選択項目	人数	構成比
17歳未満	0	0.0%
18~19歳	0	0.0%
20~29歳	2	0.5%
30~39歳	23	5.3%
40~49歳	62	14.3%
50~59歳	65	15.0%
60~69歳	59	13.6%
70~79歳	28	6.5%
80~89歳	9	2.1%
無回答	185	42.7%
合計	433	100.0%



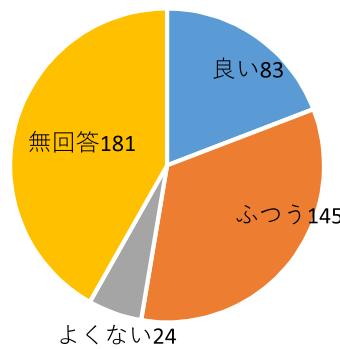
②性別

選択項目	人数	構成比
男	53	12.2%
女	201	46.4%
無回答	179	41.3%
合計	433	100.0%



③健康状態

選択項目	人数	構成比
良い	83	19.2%
ふつう	145	33.5%
よくない	24	5.5%
無回答	181	41.8%
合計	433	100.0%

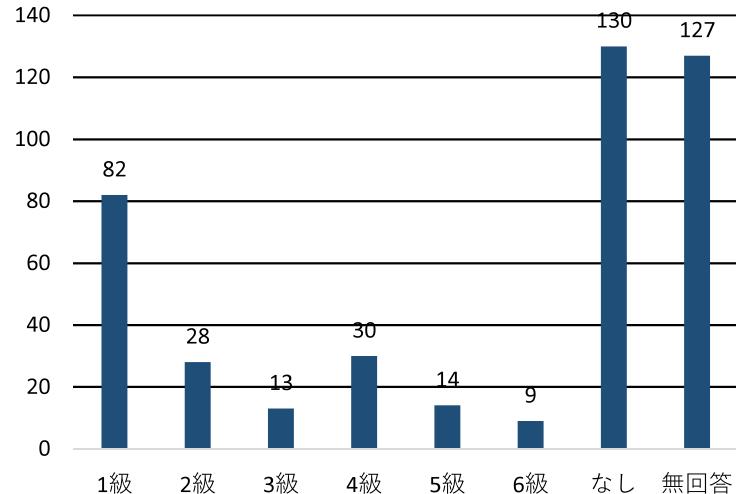


あなたの障がいの状況について

問9 あなたが認定を受けている障害等級や種類、自立支援医療、意思から診断を受けているものについて、該当するものを選んでください。（あてはまるものにそれぞれ〇を1つ）

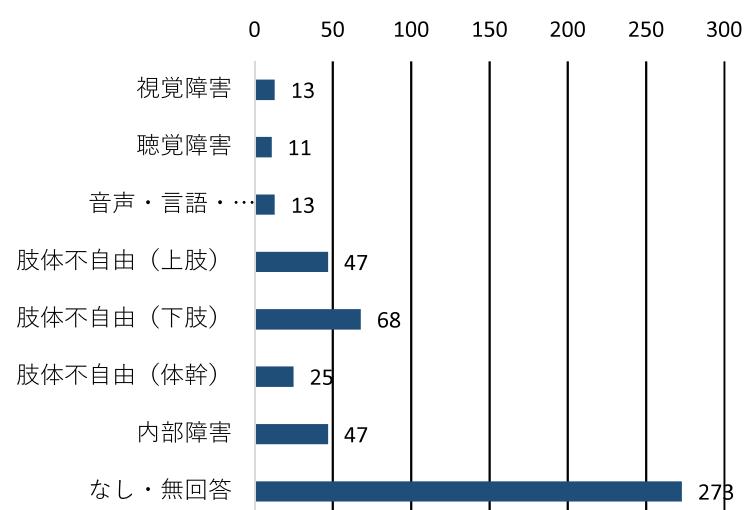
身体障害者手帳の等級

選択項目	人数	構成比
1級	82	18.9%
2級	28	6.5%
3級	13	3.0%
4級	30	6.9%
5級	14	3.2%
6級	9	2.1%
なし	130	30.0%
無回答	127	29.3%
合計	433	100.0%



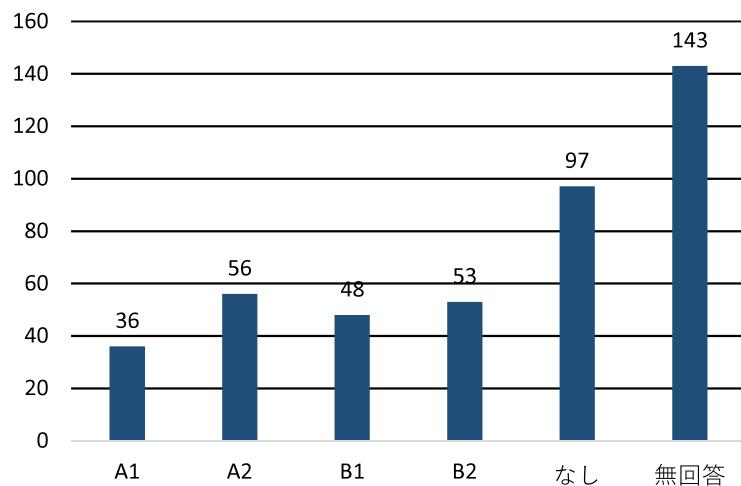
身体障害者の種類（複数回答）

選択項目	人数	構成比
視覚障害	13	2.6%
聴覚障害	11	2.2%
音声・言語・咀嚼機能障害	13	2.6%
肢体不自由（上肢）	47	9.5%
肢体不自由（下肢）	68	13.7%
肢体不自由（体幹）	25	5.0%
内部障害	47	9.5%
なし・無回答	273	54.9%
合計	497	100.0%



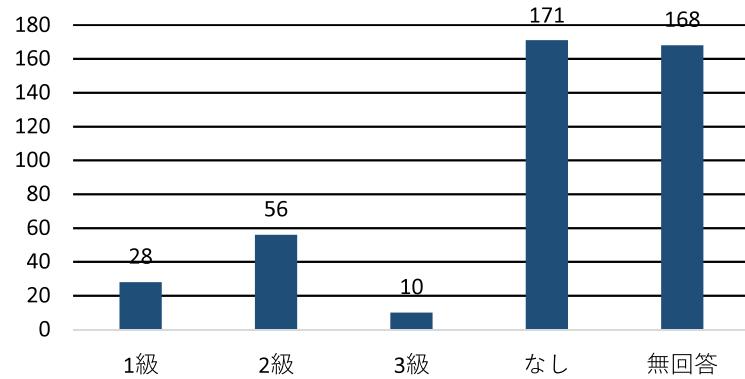
療育手帳の等級

選択項目	人数	構成比
A1	36	8.3%
A2	56	12.9%
B1	48	11.1%
B2	53	12.2%
なし	97	22.4%
無回答	143	33.0%
合計	433	100.0%



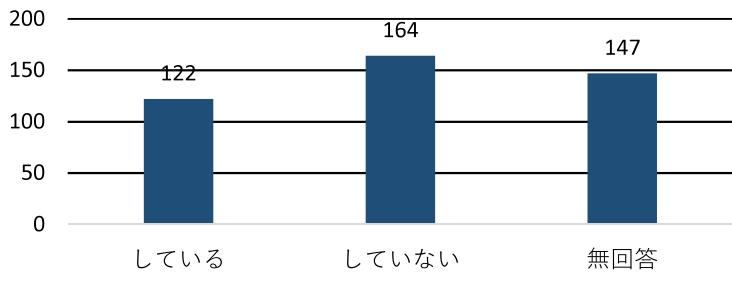
精神障害者保健福祉手帳の等級

選択項目	人数	構成比
1級	28	6.5%
2級	56	12.9%
3級	10	2.3%
なし	171	39.5%
無回答	168	38.8%
合計	433	100.0%



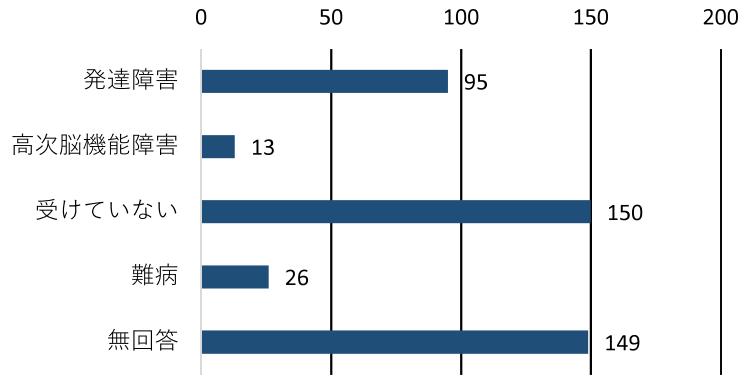
自立支援医療（精神通院医療）

選択項目	人数	構成比
している	122	28.2%
していない	164	37.9%
無回答	147	33.9%
合計	433	100.0%



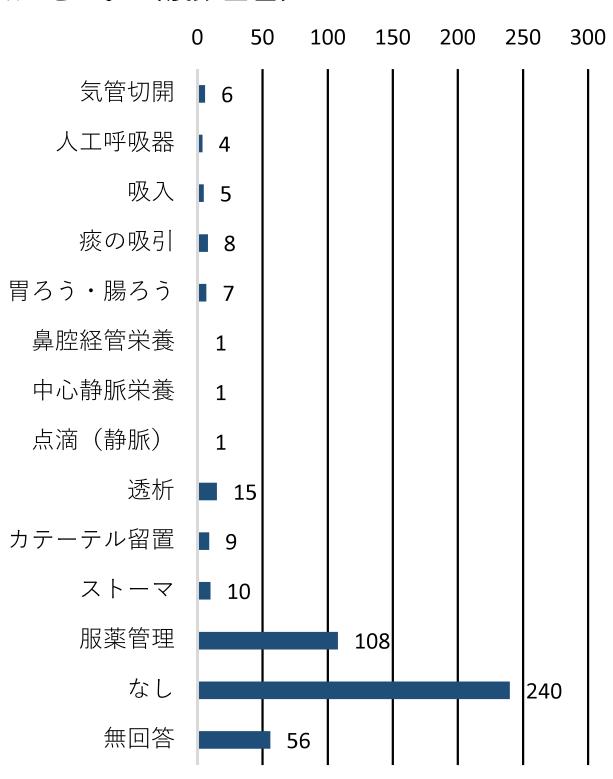
医師から診断を受けているもの

選択項目	人数	構成比
発達障害	95	21.9%
高次脳機能障害	13	3.0%
受けていない	150	34.6%
難病	26	6.0%
無回答	149	34.4%
合計	433	100.0%



問10 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（複数回答）

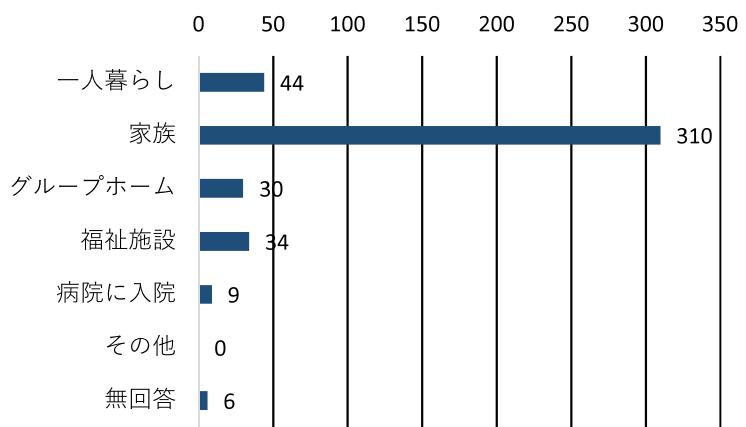
選択項目	人数	構成比
① 気管切開	6	1.3%
② 人工呼吸器	4	0.8%
③ 吸入	5	1.1%
④ 痰の吸引	8	1.7%
⑤ 胃ろう・腸ろう	7	1.5%
⑥ 鼻腔経管栄養	1	0.2%
⑦ 中心静脈栄養	1	0.2%
⑧ 点滴（静脈）	1	0.2%
⑨ 透析	15	3.2%
⑩ カテーテル留置	9	1.9%
⑪ ストーマ	10	2.1%
⑫ 服薬管理	108	22.9%
⑬ なし	240	51.0%
無回答	56	11.9%
合計	471	100.0%



あなたの住まいや暮らしについて

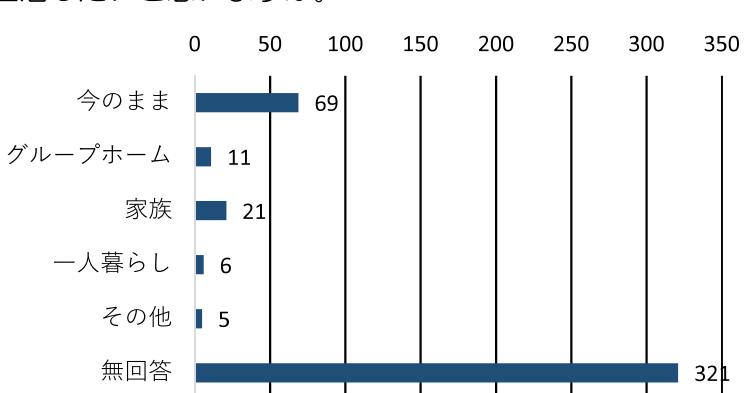
問11 あなたは現在どのように暮らしていますか。

選択項目	人数	構成比
一人暮らし	44	10.2%
家族	310	71.6%
グループホーム	30	6.9%
福祉施設	34	7.9%
病院に入院	9	2.1%
その他	0	0.0%
無回答	6	1.4%
合計	433	100.0%



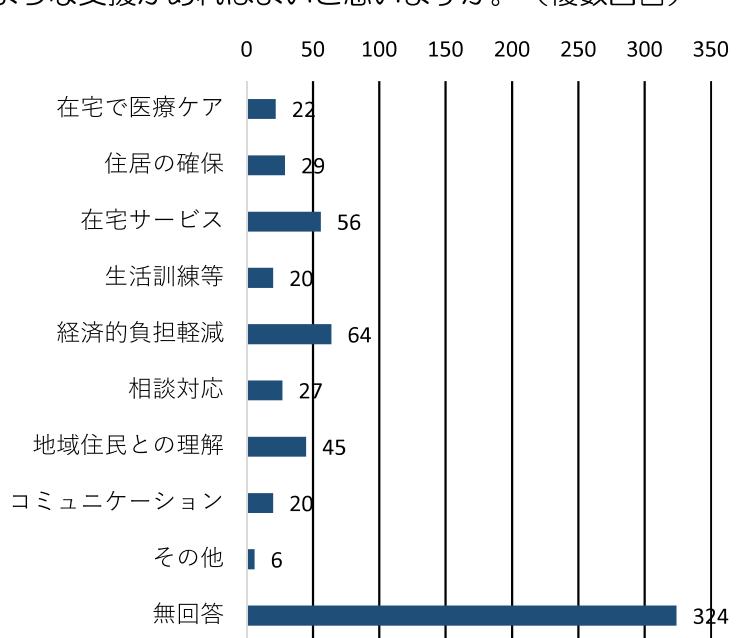
問12 あなたは将来、地域社会の中で生活したいと思いますか。

選択項目	人数	構成比
今のまま	69	15.9%
グループホーム	11	2.5%
家族	21	4.8%
一人暮らし	6	1.4%
その他	5	1.2%
無回答	321	74.1%
合計	433	100.0%



問13 地域社会で生活するには、どのような支援があればよいと思いますか。 (複数回答)

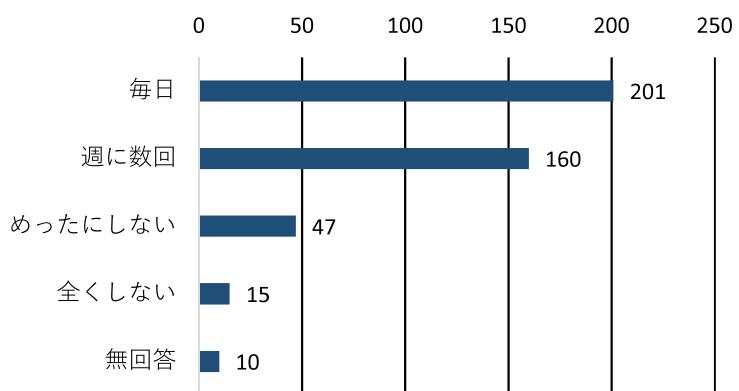
選択項目	人数	構成比
在宅で医療ケア	22	3.6%
住居の確保	29	4.7%
在宅サービス	56	9.1%
生活訓練等	20	3.3%
経済的負担軽減	64	10.4%
相談対応	27	4.4%
地域住民との理解	45	7.3%
コミュニケーション	20	3.3%
その他	6	1.0%
無回答	324	52.9%
合計	613	100.0%



あなたの日中活動や就労について

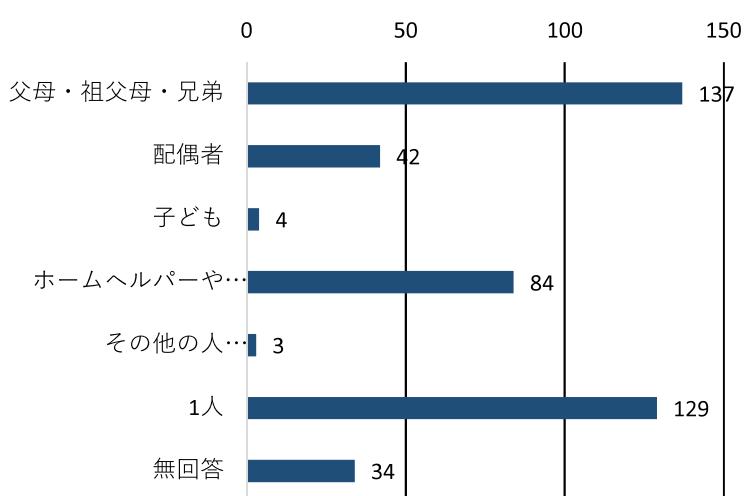
問14 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

選択項目	人数	構成比
毎日	201	46.4%
週に数回	160	37.0%
めったにしない	47	10.9%
全くしない	15	3.5%
無回答	10	2.3%
合計	433	100.0%



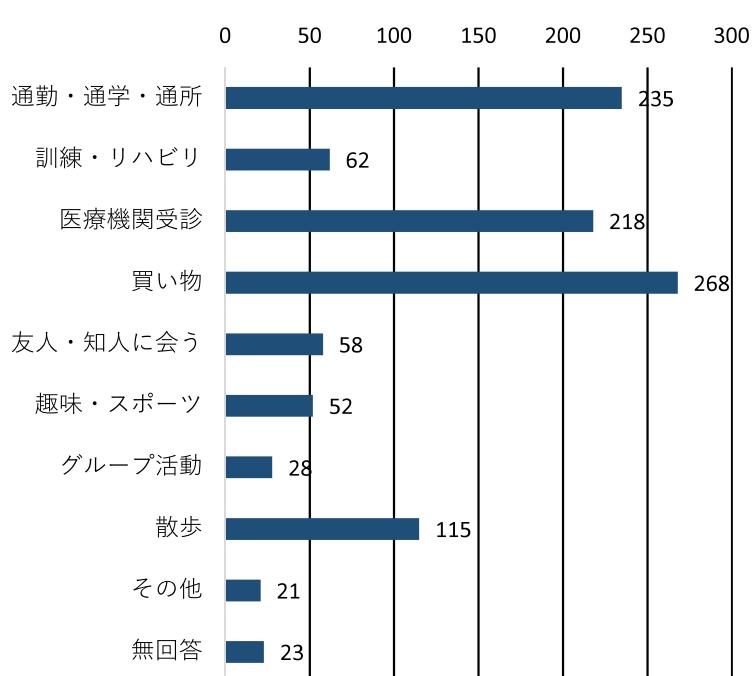
問15 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟	137	31.6%
配偶者	42	9.7%
子ども	4	0.9%
ホームヘルパーや施設の職員	84	19.4%
その他の人(ボランティア等)	3	0.7%
1人	129	29.8%
無回答	34	7.9%
合計	433	100.0%



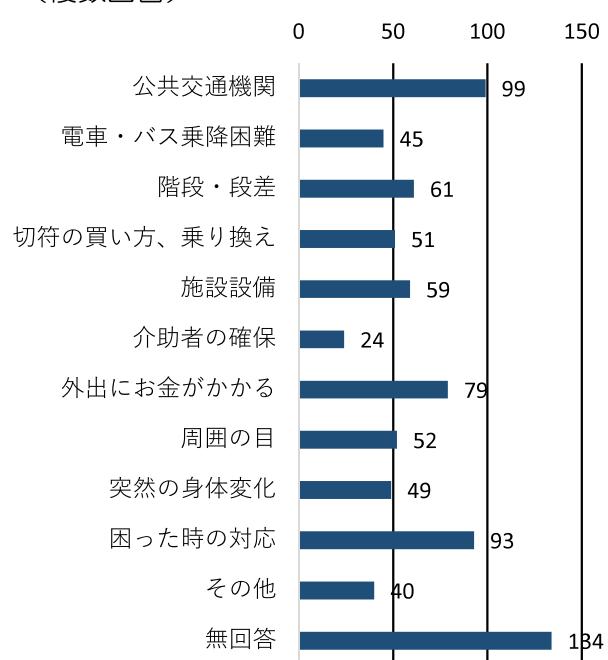
問16 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。 (複数回答)

選択項目	人数	構成比
通勤・通学・通所	235	21.8%
訓練・リハビリ	62	5.7%
医療機関受診	218	20.2%
買い物	268	24.8%
友人・知人に会う	58	5.4%
趣味・スポーツ	52	4.8%
グループ活動	28	2.6%
散歩	115	10.6%
その他	21	1.9%
無回答	23	2.1%
合計	1,080	100.0%



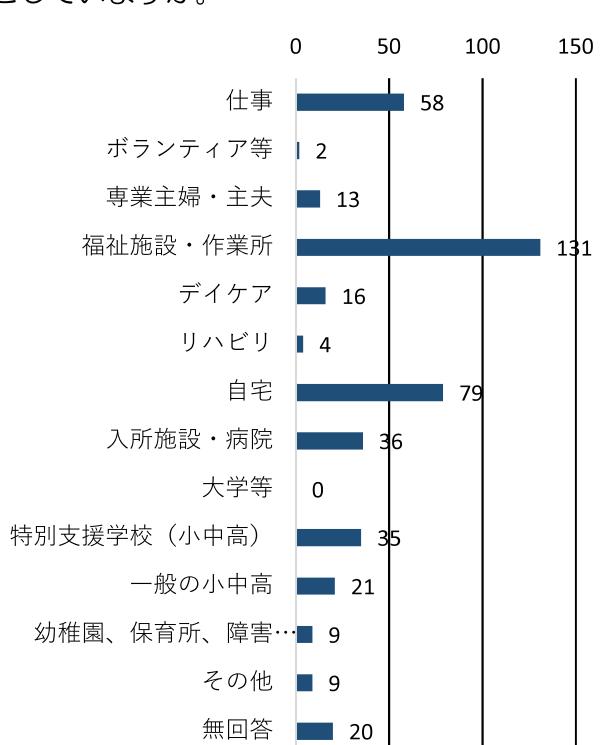
問17 外出するときに困っていることは何ですか。 (複数回答)

選択項目	人数	構成比
公共交通機関	99	12.6%
電車・バス乗降困難	45	5.7%
階段・段差	61	7.8%
切符の買い方、乗り換え	51	6.5%
施設設備	59	7.5%
介助者の確保	24	3.1%
外出にお金がかかる	79	10.1%
周囲の目	52	6.6%
突然の身体変化	49	6.2%
困った時の対応	93	11.8%
その他	40	5.1%
無回答	134	17.0%
合計	786	100.0%



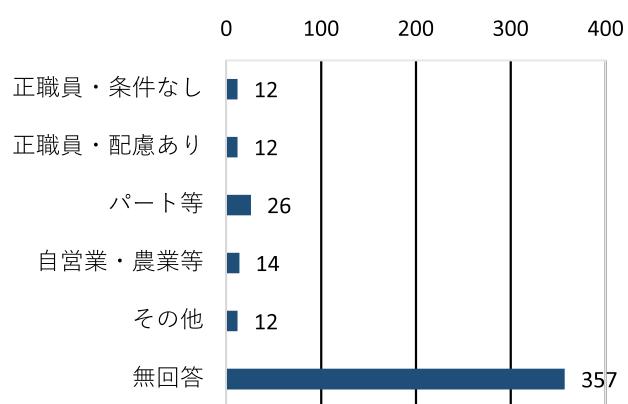
問18 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

選択項目	人数	構成比
仕事	58	13.4%
ボランティア等	2	0.5%
専業主婦・主夫	13	3.0%
福祉施設・作業所	131	30.3%
デイケア	16	3.7%
リハビリ	4	0.9%
自宅	79	18.2%
入所施設・病院	36	8.3%
大学等	0	0.0%
特別支援学校（小中高）	35	8.1%
一般の小中高	21	4.8%
幼稚園、保育所、障害児通所	9	2.1%
その他	9	2.1%
無回答	20	4.6%
合計	433	100.0%



問19 どのような勤務形態で働いていますか。

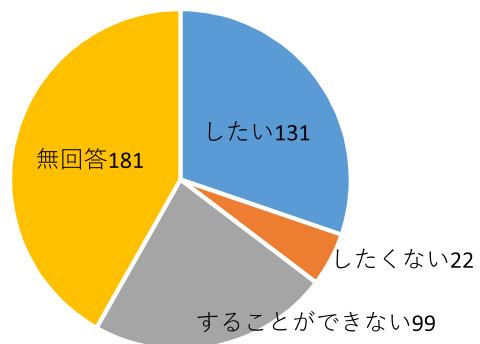
選択項目	人数	構成比
正職員・条件なし	12	2.8%
正職員・配慮あり	12	2.8%
パート等	26	6.0%
自営業・農業等	14	3.2%
その他	12	2.8%
無回答	357	82.4%
合計	433	100.0%



問20 問18で、2~13に○を付けた、18~64歳の方にお聞きします。

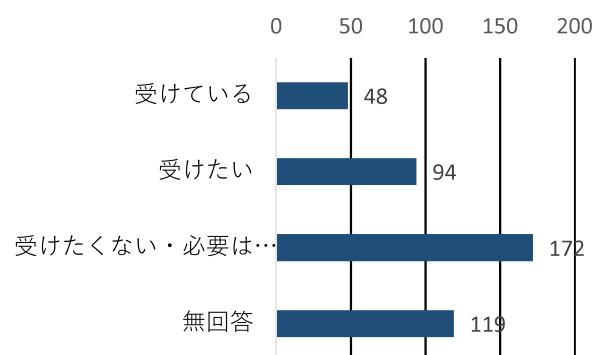
あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

選択項目	人数	構成比
したい	131	30.3%
したくない	22	5.1%
することができない	99	22.9%
無回答	181	41.8%
合計	433	100.0%



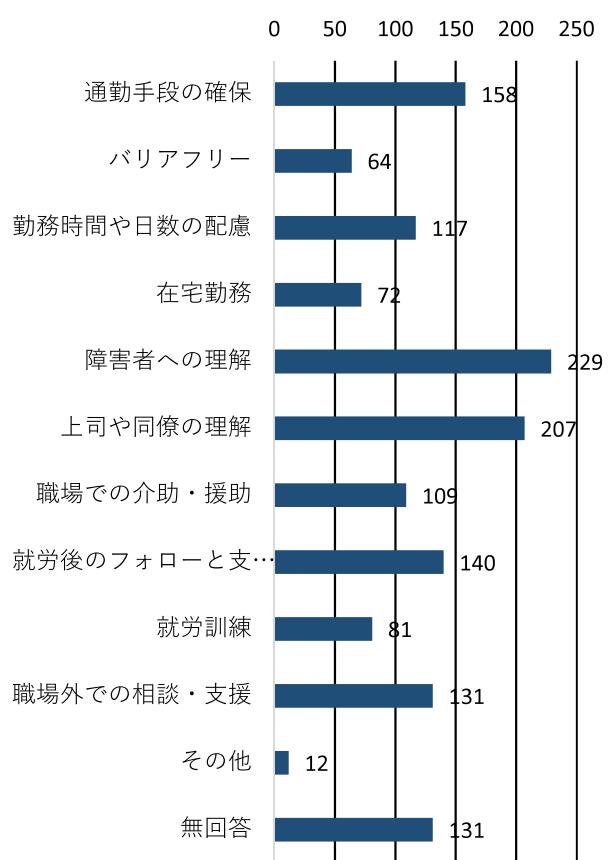
問21 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

選択項目	人数	構成比
受けている	48	11.1%
受けたい	94	21.7%
受けたくない・必要はない	172	39.7%
無回答	119	27.5%
合計	433	100.0%



問22 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

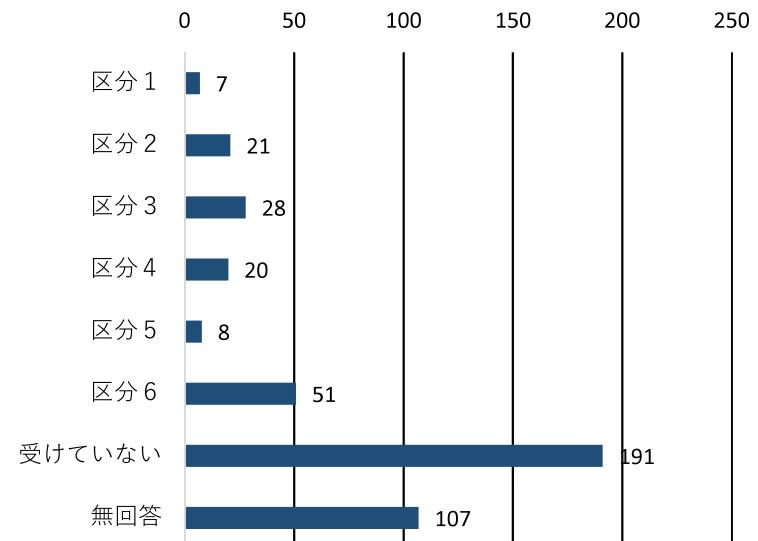
選択項目	人数	構成比
通勤手段の確保	158	10.9%
バリアフリー	64	4.4%
勤務時間や日数の配慮	117	8.1%
在宅勤務	72	5.0%
障害者への理解	229	15.8%
上司や同僚の理解	207	14.3%
職場での介助・援助	109	7.5%
就労後のフォローと支援機関との連携	140	9.6%
就労訓練	81	5.6%
職場外での相談・支援	131	9.0%
その他	12	0.8%
無回答	131	9.0%
合計	1,451	100.0%



障がい福祉サービス等の利用について

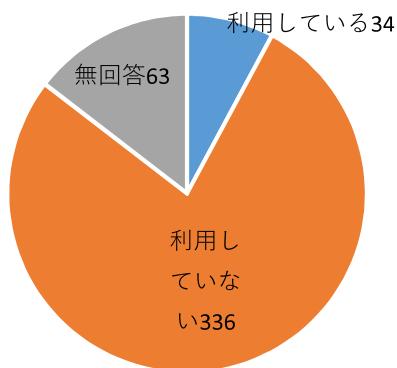
問23 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

選択項目	人数	構成比
区分1	7	1.6%
区分2	21	4.8%
区分3	28	6.5%
区分4	20	4.6%
区分5	8	1.8%
区分6	51	11.8%
受けていない	191	44.1%
無回答	107	24.7%
合計	433	100.0%



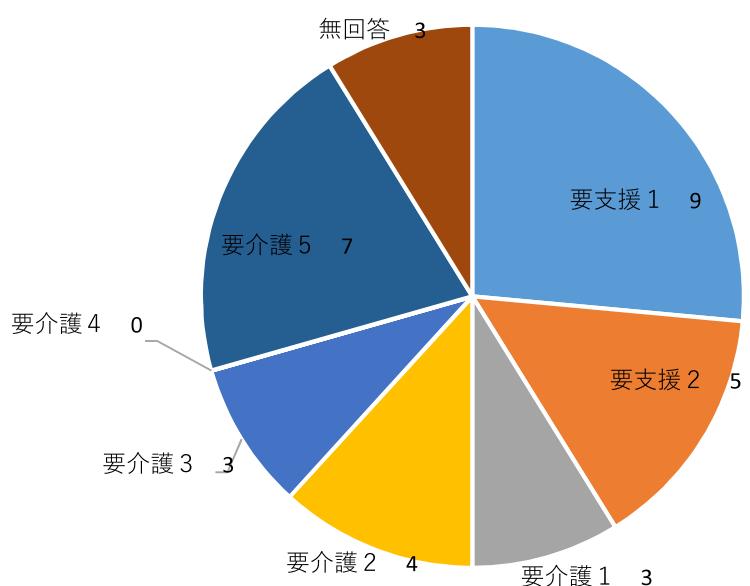
問24 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。

選択項目	人数	構成比
利用している	34	7.9%
利用していない	336	77.6%
無回答	63	14.5%
合計	433	100.0%



問25 問24で「利用している」を選択した場合、該当する要介護度はどれですか。

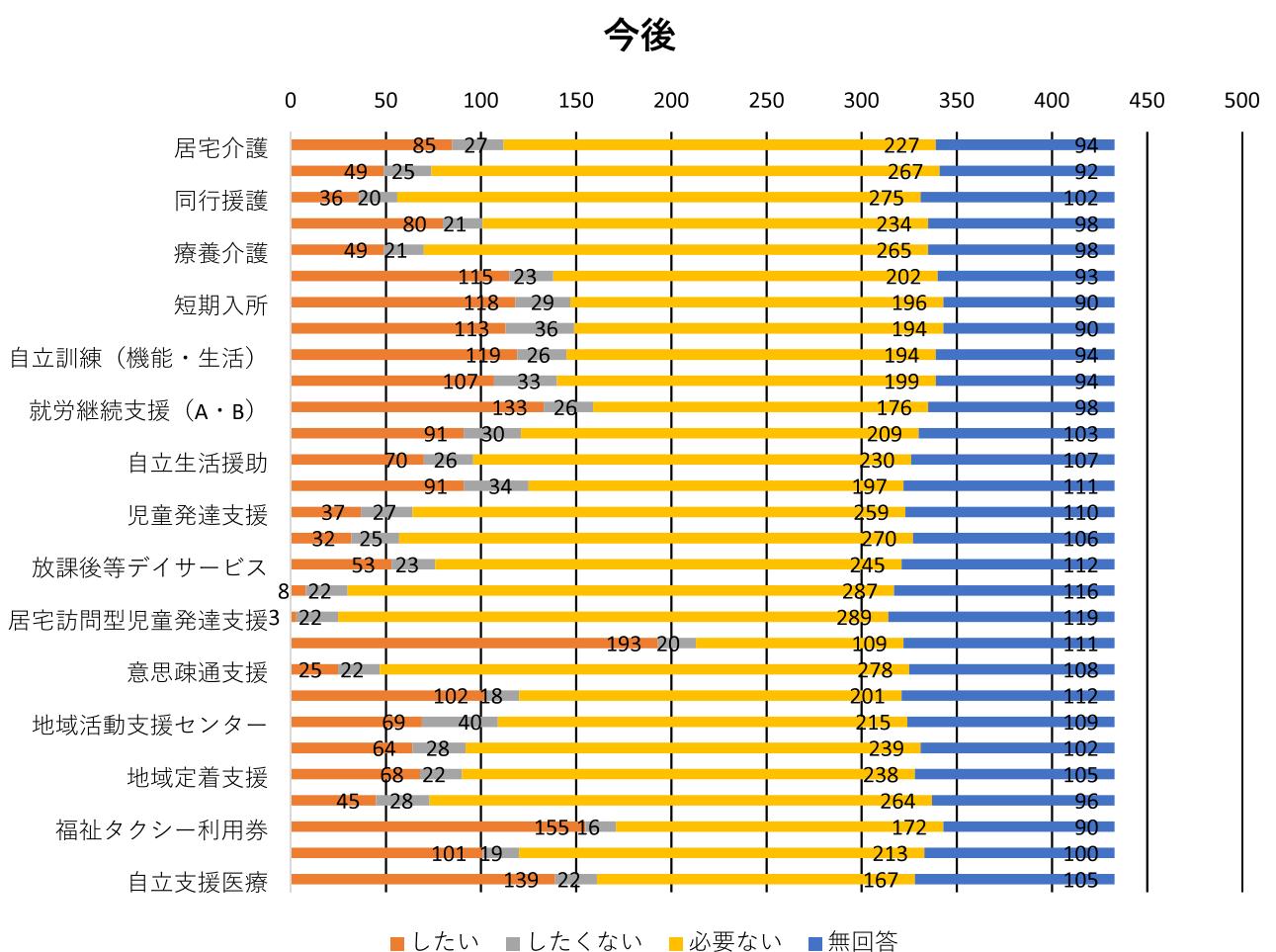
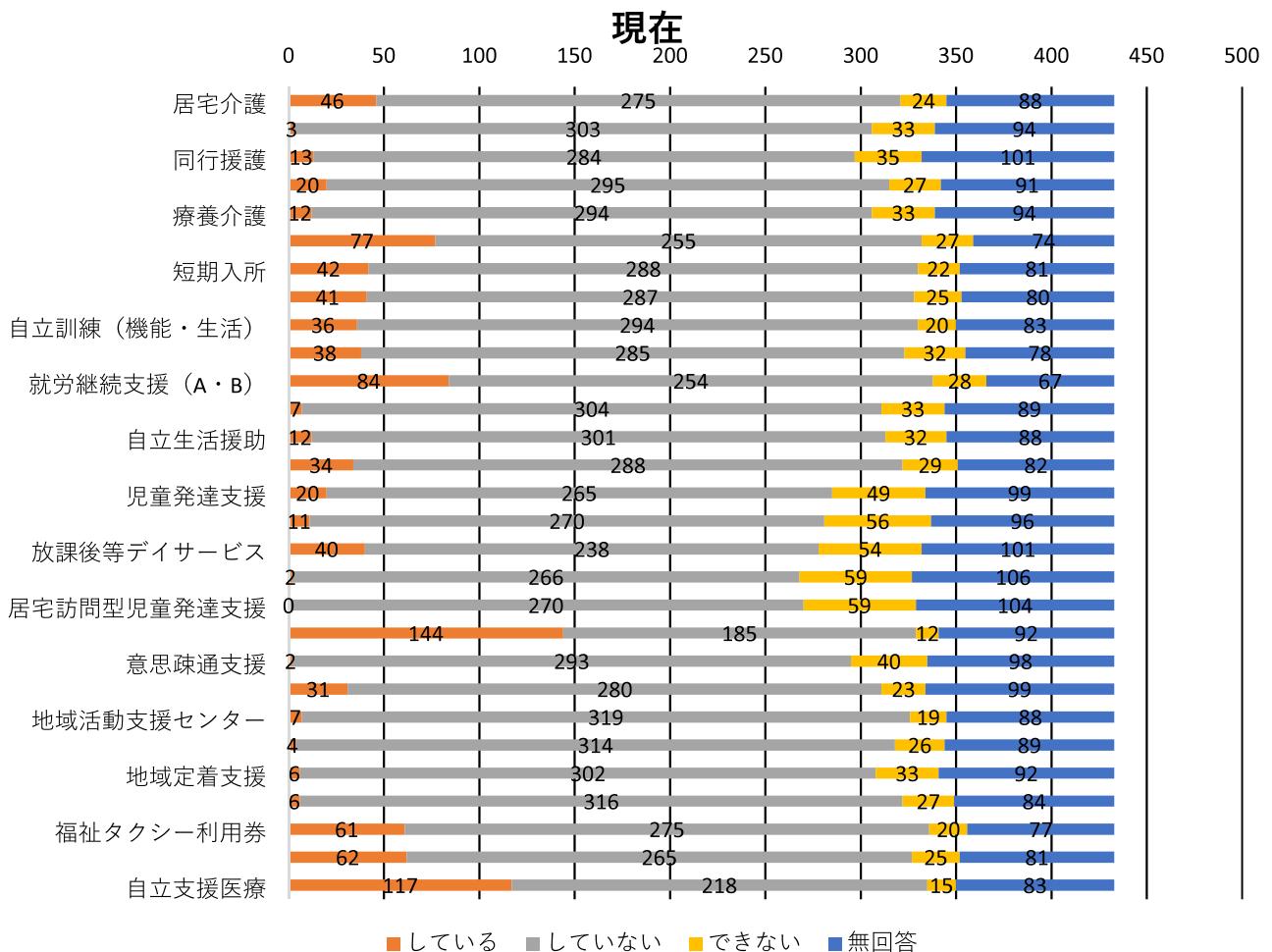
選択項目	人数	構成比
1 要支援1	9	26.5%
2 要支援2	5	14.7%
3 要介護1	3	8.8%
4 要介護2	4	11.8%
5 要介護3	3	8.8%
6 要介護4	0	0.0%
7 要介護5	7	20.6%
無回答	3	8.8%
合計	34	100.0%



問26 あなたは次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えていますか。

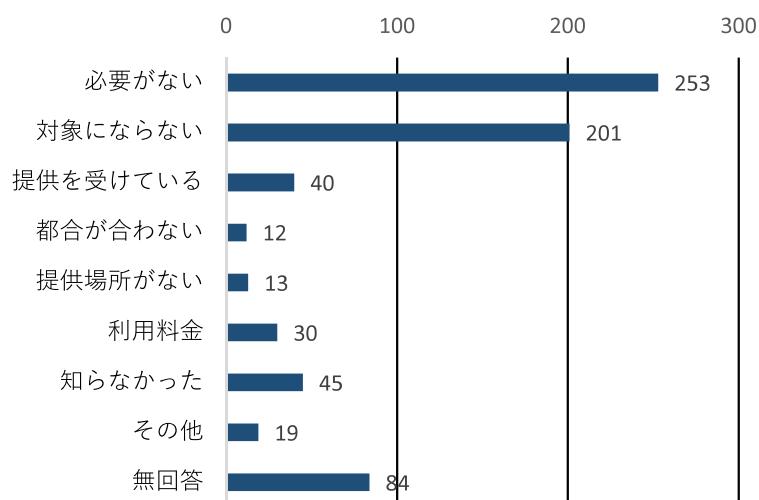
(①～⑨のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方の番号に○)

	サービスの種類	現在利用しているか				今後利用したいか			
		している	していない	できない	無回答	したい	したくない	必要ない	無回答
①	居宅介護	46	275	24	88	85	27	227	94
②	重度訪問介護	3	303	33	94	49	25	267	92
③	同行援護	13	284	35	101	36	20	275	102
④	行動援護	20	295	27	91	80	21	234	98
⑤	療養介護	12	294	33	94	49	21	265	98
⑥	生活介護	77	255	27	74	115	23	202	93
⑦	短期入所	42	288	22	81	118	29	196	90
⑧	施設入所支援	41	287	25	80	113	36	194	90
⑨	自立訓練（機能・生活）	36	294	20	83	119	26	194	94
⑩	就労移行支援	38	285	32	78	107	33	199	94
⑪	就労継続支援（A・B）	84	254	28	67	133	26	176	98
⑫	就労定着支援	7	304	33	89	91	30	209	103
⑬	自立生活援助	12	301	32	88	70	26	230	107
⑭	共同生活援助	34	288	29	82	91	34	197	111
⑮	児童発達支援	20	265	49	99	37	27	259	110
⑯	医療型児童発達支援	11	270	56	96	32	25	270	106
⑰	放課後等デイサービス	40	238	54	101	53	23	245	112
⑱	保育所等訪問支援	2	266	59	106	8	22	287	116
⑲	居宅訪問型児童発達支援	0	270	59	104	3	22	289	119
⑳	相談支援	144	185	12	92	193	20	109	111
㉑	意思疎通支援	2	293	40	98	25	22	278	108
㉒	移動支援	31	280	23	99	102	18	201	112
㉓	地域活動支援センター	7	319	19	88	69	40	215	109
㉔	地域移行支援	4	314	26	89	64	28	239	102
㉕	地域定着支援	6	302	33	92	68	22	238	105
㉖	訪問入浴	6	316	27	84	45	28	264	96
㉗	福祉タクシー利用券	61	275	20	77	155	16	172	90
㉘	補装具・日常生活用具	62	265	25	81	101	19	213	100
㉙	自立支援医療	117	218	15	83	139	22	167	105



問27 あなたは、問26の①～⑨の質問の中で、サービスを「利用できない」「利用したくない」「必要ない」と答えた理由は主になんですか。（複数回答）

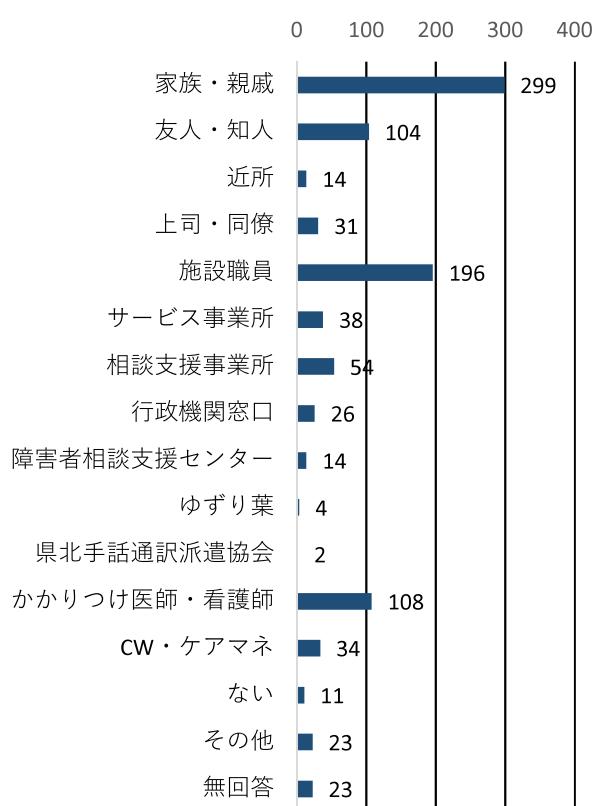
選択項目	人数	構成比
必要がない	253	36.3%
対象にならない	201	28.8%
提供を受けている	40	5.7%
都合が合わない	12	1.7%
提供場所がない	13	1.9%
利用料金	30	4.3%
知らなかった	45	6.5%
その他	19	2.7%
無回答	84	12.1%
合計	697	100.0%



あなたの相談相手について

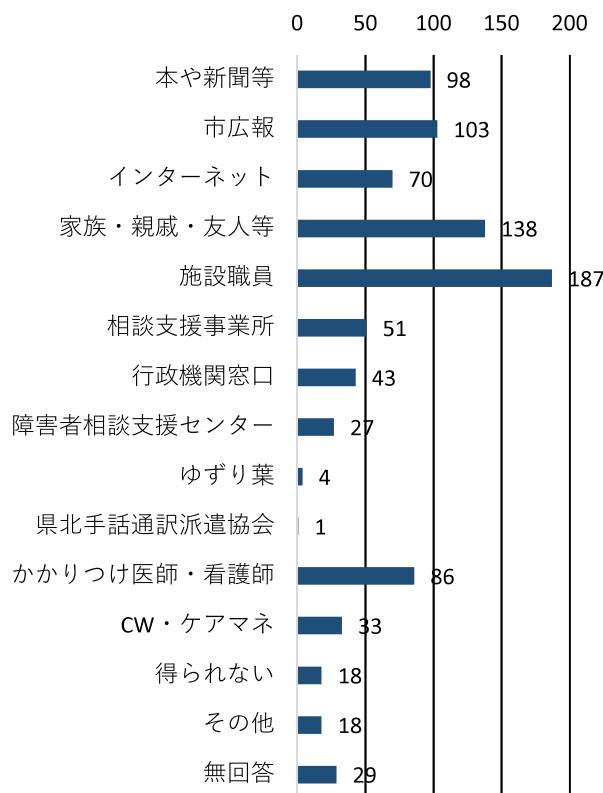
問28 あなたは、普段、悩みや困ったことを誰に相談しますか。（複数回答）

選択項目	人数	構成比
家族・親戚	299	30.5%
友人・知人	104	10.6%
近所	14	1.4%
上司・同僚	31	3.2%
施設職員	196	20.0%
サービス事業所	38	3.9%
相談支援事業所	54	5.5%
行政機関窓口	26	2.7%
障害者相談支援センター	14	1.4%
ゆずり葉	4	0.4%
県北手話通訳派遣協会	2	0.2%
かかりつけ医師・看護師	108	11.0%
CW・ケアマネ	34	3.5%
ない	11	1.1%
その他	23	2.3%
無回答	23	2.3%
合計	981	100.0%



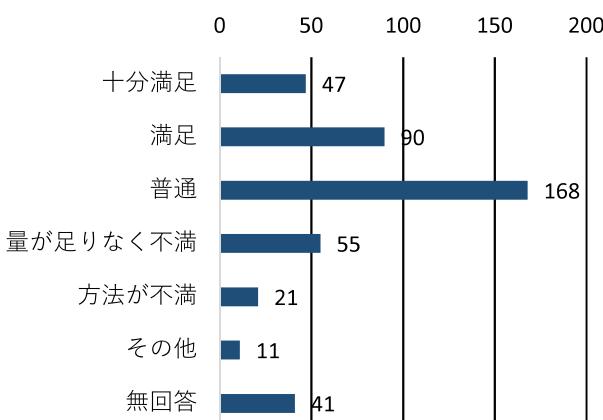
問29 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

選択項目	人数	構成比
本や新聞等	98	10.8%
市広報	103	11.4%
インターネット	70	7.7%
家族・親戚・友人等	138	15.2%
施設職員	187	20.6%
相談支援事業所	51	5.6%
行政機関窓口	43	4.7%
障害者相談支援センター	27	3.0%
ゆずり葉	4	0.4%
県北手話通訳派遣協会	1	0.1%
かかりつけ医師・看護師	86	9.5%
CW・ケアマネ	33	3.6%
得られない	18	2.0%
その他	18	2.0%
無回答	29	3.2%
合計	906	100.0%



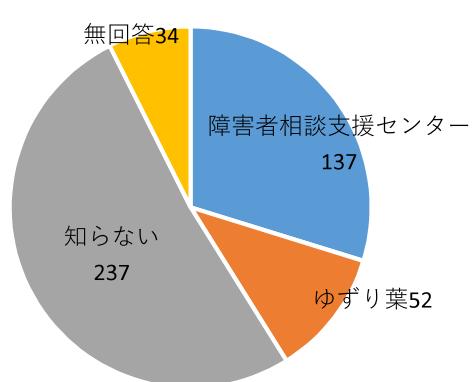
問30 あなたが現在受けている障がい福祉サービスなどの情報に満足していますか。

選択項目	人数	構成比
十分満足	47	10.9%
満足	90	20.8%
普通	168	38.8%
量が足りなく不満	55	12.7%
方法が不満	21	4.8%
その他	11	2.5%
無回答	41	9.5%
合計	433	100.0%



問31 市がお願いしている、障がいを抱えた方への相談窓口を知っていますか。（複数回答）

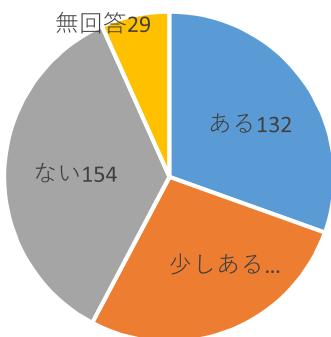
選択項目	人数	構成比
1 障害者相談支援センター	137	29.8%
2 ゆずり葉	52	11.3%
3 どこも知らない	237	51.5%
無回答	34	7.4%
合計	460	100.0%



障がいを抱えた方などへの差別について

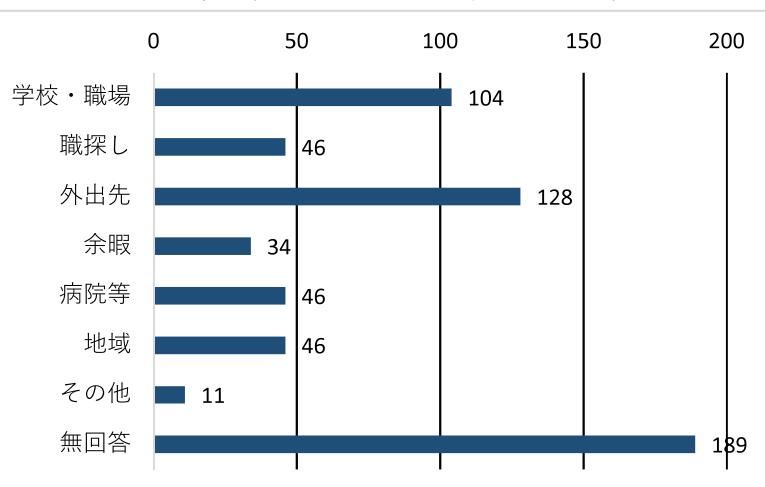
問32 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つ）

選択項目	人数	構成比
1 ある	132	30.5%
2 少しある	118	27.3%
3 ない	154	35.6%
無回答	29	6.7%
合計	433	100.0%



問33 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
1 学校・職場	104	17.2%
2 職探し	46	7.6%
3 外出先	128	21.2%
4 余暇	34	5.6%
5 病院等	46	7.6%
6 地域	46	7.6%
7 その他	11	1.8%
無回答	189	31.3%
合計	604	100.0%



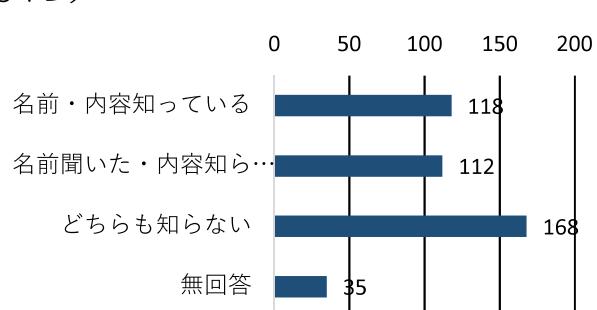
問34 障害者差別解消法が出来て、障がいのある人への配慮としてよくなったと思うこと、助かったと思うこと、改善されたと思うことがあれば、自由にご記入ください。

- ・何も変わっていない 25件
- ・社会や一般の方の理解が進んでいる 19件
- ・（法律を）知らなかった 5件
- ・雇用が増えた 5件
- ・差別を受けたり、障がい者をいじめる人が少なくなった 4件
- ・困っているときに声をかけてくれたり、親切な人が増えた 4件
- ・その他 8件

権利擁護について

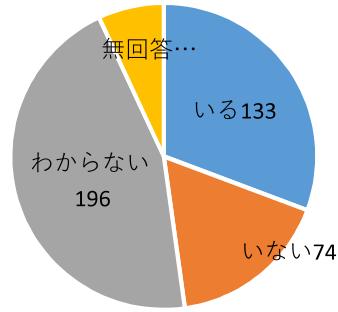
問35 成年後見制度についてご存知ですか。（○は1つ）

選択項目	人数	構成比
1 名前・内容知っている	118	27.3%
2 名前聞いた・内容知らない	112	25.9%
3 どちらも知らない	168	38.8%
無回答	35	8.1%
合計	433	100.0%



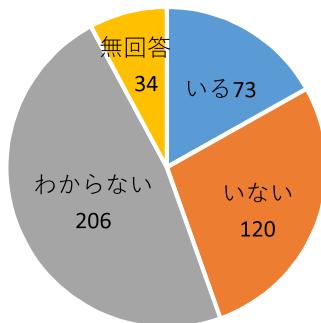
問36 あなたは、成年後見制度の必要性を感じていますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 いる	133	30.7%
2 いない	74	17.1%
3 わからない	196	45.3%
無回答	30	6.9%
合計	433	100.0%



問37 あなたは、成年後見制度の利用を考えていますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 いる	73	16.9%
2 いない	120	27.7%
3 わからない	206	47.6%
無回答	34	7.9%
合計	433	100.0%



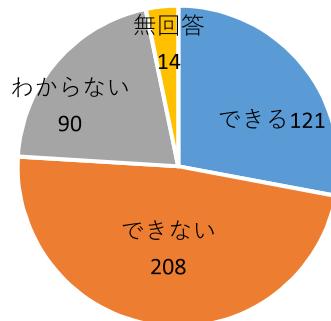
問38 災害が発生したときの避難場所を知っていますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 いる	208	48.0%
2 ない	201	46.4%
無回答	24	5.5%
合計	433	100.0%



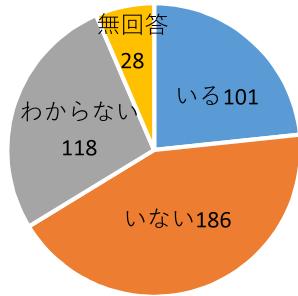
問39 あなたは、火事や地震などの災害時にひとりで避難できますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 できる	121	27.9%
2 できない	208	48.0%
3 わからない	90	20.8%
無回答	14	3.2%
合計	433	100.0%



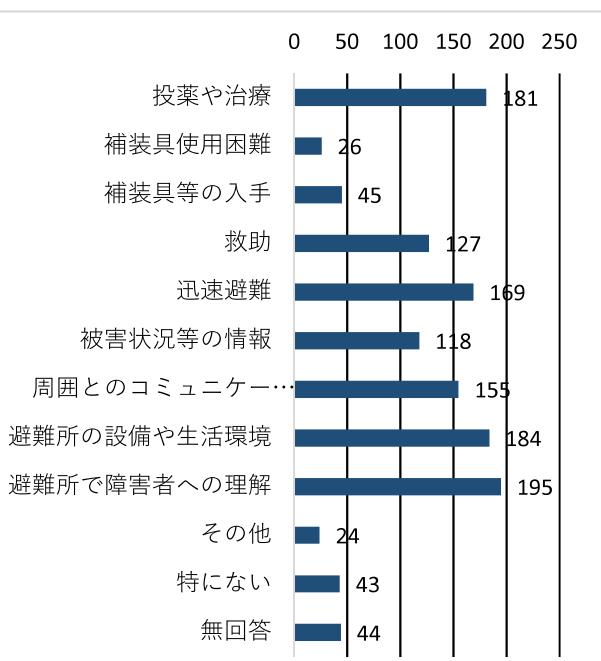
問40 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（○は1つ）

選択項目	人数	構成比
1 いる	101	23.3%
2 いない	186	43.0%
3 わからない	118	27.3%
無回答	28	6.5%
合計	433	100.0%



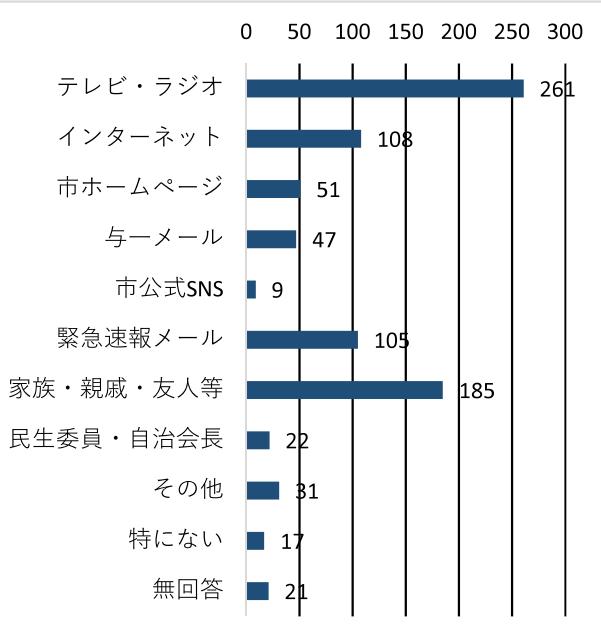
問41 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
1 投薬や治療	181	13.8%
2 補装具使用困難	26	2.0%
3 補装具等の入手	45	3.4%
4 救助	127	9.7%
5 迅速避難	169	12.9%
6 被害状況等の情報	118	9.0%
7 周囲とのコミュニケーション	155	11.8%
8 避難所の設備や生活環境	184	14.0%
9 避難所で障害者への理解	195	14.9%
10 その他	24	1.8%
11 特にない	43	3.3%
無回答	44	3.4%
合計	1311	100.0%



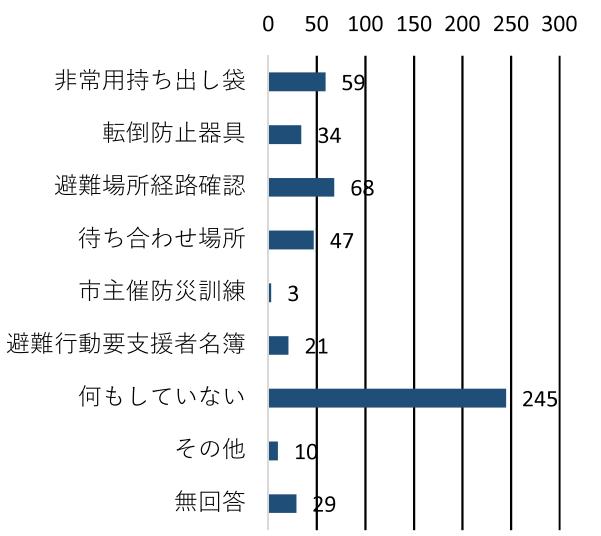
問42 あなたは、災害時や緊急時に、どのような方法で、市（地域）の情報を得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
1 テレビ・ラジオ	261	30.5%
2 インターネット	108	12.6%
3 市ホームページ	51	6.0%
4 与一メール	47	5.5%
5 市公式SNS	9	1.1%
6 緊急速報メール	105	12.3%
7 家族・親戚・友人等	185	21.6%
8 民生委員・自治会長	22	2.6%
9 その他	31	3.6%
10 特にない	17	2.0%
無回答	21	2.5%
合計	857	100.0%



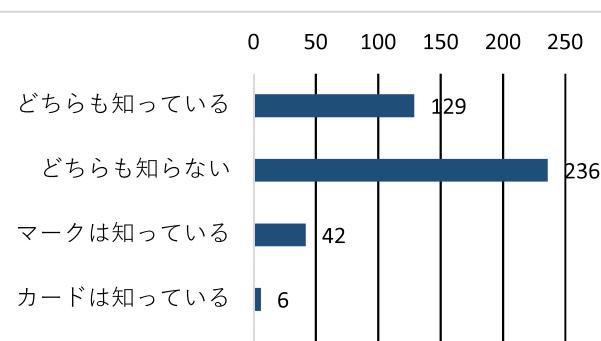
問43 あなたは、災害による被害をできるだけ小さくするために、日頃の備えをしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
1 非常用持ち出し袋	59	11.4%
2 転倒防止器具	34	6.6%
3 避難場所経路確認	68	13.2%
4 待ち合わせ場所	47	9.1%
5 市主催防災訓練	3	0.6%
6 避難行動要支援者名簿	21	4.1%
7 何もしていない	245	47.5%
8 その他	10	1.9%
無回答	29	5.6%
合計	516	100.0%



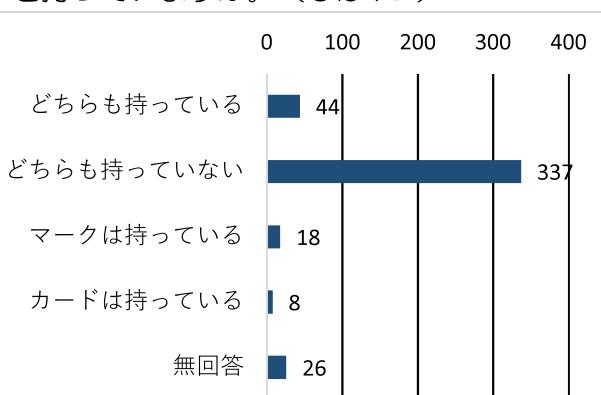
問44 あなたは、ヘルプマークとヘルプカードを知っていますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 どちらも知っている	129	29.8%
2 どちらも知らない	236	54.5%
3 マークは知っている	42	9.7%
4 カードは知っている	6	1.4%
無回答	20	4.6%
合計	433	100.0%



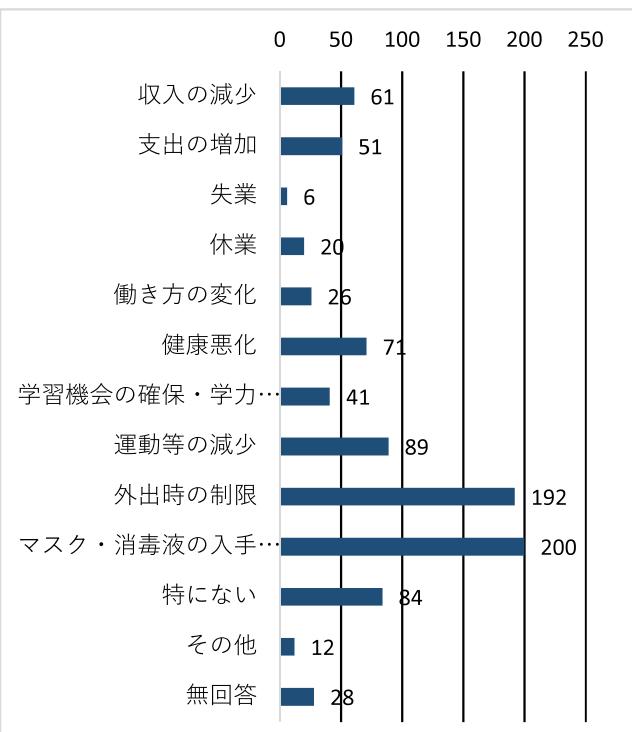
問45 あなたは、ヘルプマークまたはヘルプカードを持っていますか。 (○は1つ)

選択項目	人数	構成比
1 どちらも持っている	44	10.2%
2 どちらも持っていない	337	77.8%
3 マークは持っている	18	4.2%
4 カードは持っている	8	1.8%
無回答	26	6.0%
合計	433	100.0%



問46 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が緊急事態宣言（4月7日～5月25日）で外出自粛養成が出ていた期間、日常生活で特に困れられたことはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

選択項目		人数	構成比
1	収入の減少	61	6.9%
2	支出の増加	51	5.8%
3	失業	6	0.7%
4	休業	20	2.3%
5	働き方の変化	26	3.0%
6	健康悪化	71	8.1%
7	学習機会の確保・学力低下	41	4.7%
8	運動等の減少	89	10.1%
9	外出時の制限	192	21.8%
10	マスク・消毒液の入手困難	200	22.7%
11	特にない	84	9.5%
12	その他	12	1.4%
無回答		28	3.2%
合計		881	100.0%



問47 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症予防対策として、あなたが取り組んでいること、または取り組みたいと思う予防策がありましたら、ご記入ください。

- ・うがい、手洗い、マスク着用、消毒、換気 120件
- ・不要不急の外出を避ける 24件
- ・三密を避ける 11件
- ・その他 13件

大田原市障害者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項に基づき、地域生活支援事業として、大田原市障害者相談支援事業(以下「事業」という。)の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大田原市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められる法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)及びその家族又は親族(以下「家族等」という。)とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 特別相談支援事業
- (3) 住宅入居等支援事業

(相談支援事業)

第5条 相談支援事業は、障害者等又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。

(特別相談支援事業)

第6条 特別相談支援事業は、前条の相談支援事業を円滑に実施するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応
- (2) 第9条に規定する大田原市地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関すること。
- (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関すること。

(住宅入居等支援事業)

第7条 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等のうち知的障害者又は精神障害者(共同生活援助を利用する者を除く。)に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関すること。

(2) 障害者等の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援並びに関係機関との連絡及び調整等に関すること。

(相談体制)

第8条 相談の方法については、この事業を行う事業所(以下「事業所」という。)への来所によるもののほか、相談者が相談しやすいよう、訪問や電話等の方法により実施するものとする。

2 夜間等の相談に対応するために必要な関係機関等への連絡方法及び緊急時の対応等を関係機関と協議の上、運営体制を整備するものとする。

(地域自立支援協議会)

第9条 事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するため、大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)第2条の規定に基づき、中核的な役割を果たし、及び定期的に協議を行う組織として設置された大田原市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営については、次条から第15条までに定めるところによる。

(協議会の所掌事務)

第10条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。

(2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(5) 特別相談支援事業及び栃木県相談支援体制整備事業の活用に関すること。

(6) 障害者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務

(協議会の組織)

第11条 協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等20人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 13 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、保健医療機関、教育機関、雇用関係機関、企業の代表者等の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第 14 条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 15 条 協議会及び部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(遵守事項)

第 16 条 事業者は、障害者等に対して適切な相談業務ができるよう事業所ごとに従業者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかなければならぬ。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、従業者、会計及び利用者の相談に関する諸記録を整備し、相談業務に従事した日から 5 年間保存しなければならぬ。

4 事業者及び従業者は、職務上知り得た障害者等及びその家族等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日告示第 12 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日告示第 162 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日告示第 22 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日告示第 32 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 31 日告示第 99 号)

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

大田原市地域自立支援協議会名簿

NO	団体名	役職	氏名	団体名
1	大田原市身体障害者福祉会	副会長	新巻 康夫	障害者関係団体
2	大田原障がいを持つ子と親の会	会長	矢板 由利子	
3	大田原市障がい児者等保護者会	会長	和久 千夏子	
4	那須共育学園	施設長	菊地 達美	障害者福祉施設
5	エルム福祉会	理事	高秀伸也	
6	サポートハウス那須	施設長	小湊 雄一	
7	一般社団法人つばさ 本部	本部事務局長	高森 康夫	
8	大田原地区医師会	医師	西田 三郎	
9	大田原市民生委員児童委員協議会	会長	青龍寺 弘範	
10	大田原市ボランティア連絡協議会	黒羽支部長	小西 久美子	関係機関・団体等
11	大田原市小中学校校長会（蛭田小学校）	校長	津久井 辰哉	
12	大田原公共職業安定所	所長	市川 嘉史	
13	県立那須特別支援学校	校長	加藤 豊	
14	県北健康福祉センター	課長	大野 みゆき	
15	県北圏域障害者就業・生活支援センターふれあい	就業支援担当	谷田部 英敏	
16	大田原市社会福祉協議会	本所長兼 地域福祉係長	西海 敏恵	大田原市職員
17	国際医療福祉大学	准教授	山口 佳子	
18	保健福祉部 健康政策課	課長	齋藤 一美	
19	保健福祉部 子ども幸福課	課長	益子 敦子	

大田原市障害福祉計画
～自立支援プラン～（第6期計画）

令和3（2021）年3月



発 行 大田原市
編 集 大田原市保健福祉部福祉課
住 所 〒324-8641
栃木県大田原市本町 1-4-1
TEL 0287-23-8954
URL <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp>
